

衆議院 第三百三十一回国会 安全保障委員会議録 第二号

平成六年十月二十五日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 近藤 豊君

理事 大野 功統君 理事 中谷 元君

理事 町村 信孝君 理事 山崎 拓君

理事 赤松 正雄君 理事 神田 厚君

理事 榎床 伸二君 理事 堀込 征雄君

理事 麻生 太郎君 理事 伊藤宗一郎君

理事 大島 理森君 理事 金田 英行君

理事 瓦 力君 理事 斎藤斗志二君

理事 中川 秀直君 理事 中山 利生君

理事 中山 正暉君 理事 西銘 順治君

理事 浜田 靖一君 理事 石井 一君

理事 上田 勇君 理事 北川 正恭君

理事 高市 早苗君 理事 東 順治君

理事 松沢 成文君 理事 山口那津男君

理事 渡辺浩一郎君 理事 五島 正規君

理事 土肥 隆一君 理事 早川 勝君

理事 小沢 鋭仁君 理事 東中 光雄君

理事 海江田万里君 理事 中村 力君

出席国務大臣

外務大臣 河野 洋平君

国務大臣 (防衛庁長官) 玉沢徳一郎君

出席政府委員

防衛庁参事官 小池 寛治君

防衛庁長官官房 三井 康有君

防衛庁防衛局長 村田 直昭君

防衛施設庁総務 栗 威之君

部長 池田 維君

外務大臣官房長 池田 維君

外務省総合外交 高野幸二郎君

政策局国際社会 協力部長

委員外の出席者

外務省総合外交 杉内 直敏君

政策局軍備管理 務代理 杉内 直敏君

科学審議官事務 代理 杉内 直敏君

外務省アジア局 川島 裕君

長 外務省条約局長 折田 正樹君

国際平和協力本 貞岡 義幸君

部事務局参事官 島中 篤君

外務大臣官房領 事移住部長 下尾 晃正君

安全保障委員会 調査室長

委員の異動

十月二十五日

辞任

野田 実君

愛知 和男君

同日

辞任

金田 英行君

松沢 成文君

補欠選任

金田 英行君

松沢 成文君

同日

補欠選任

野田 実君

愛知 和男君

本日の会議に付した案件

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十八回国会案第一五号)

○近藤委員長

これより会議を開きます。

第百二十八回国会、内閣提出、自衛隊法の一部

を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、去る第百二十八回国会に

おきまして既に趣旨の説明を聴取いたしております

ので、これを省略するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

自衛隊法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○近藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。大野功統君。

○大野(功)委員 自由民主党の大野功統でございます。

私は、我々が今議題といたしております自衛隊

法の一部改正法案、すなわち緊急時における在外

邦人の輸送の問題につきまして、一日も早く、一

刻も早く成立させてほしい、この気持ちは同僚議

員皆様ほとんど同じだと思っておりますけれども、この

ような観点から質問をさせていただきます。

言うまでもないことでありますけれども、東西

冷戦が終りまして、今、地域的、民族的あるいは

宗教的な紛争が数多く発生する、このような時代

が五十年は続くのではないかと、こう言われており

ます。他方におきまして、日本人の活動、主として

経済活動でありますけれども、これはもう地球規

模で広がっております。多くの日本人の企業

戦士あるいはその家族があらゆるところへ住ん

で、そして活動を続けていくわけであります。こ

のような状況のもとで、いついかなる場合に危険

な状態が発生するかもしれない。そのときに、と

にかく政府としてそのような在外邦人を救出す

る、そして安全な場所へ輸送する、これはもう言

うまでもないことであります。この問題は、振り

返ってみますと数多く発生いたしておりますが、

特にイラン・イラク戦争の例というものは我々に

大きな反省の材料を投げかけております。

この自衛隊法の一部改正法案につきましては、

もうかなりの紆余曲折がありましたけれども、第

百三十回国会におきまして、我々は衆法を、つま

り自民党提出法案を継続審議にしないということ

を決定いたしました。今や採決の環境は整ってい

ると言えます。しかも、百二十八回国会におきま

しては十時間になんとなす審議をやっております

ますから、法案の趣旨、目的その他は十分我々も

わかっているところでありますけれども、なお、

大事な問題でありますので、確認をさせていただ

きたいという観点から、基本的に大事であると思

われるような点を若干質問させていただきます。

第一に、外務大臣にお尋ね申し上げたいのであ

りますけれども、このような危険、今申し上げま

したように地域的な紛争が起こる、その紛争の情

報をいち早く的確に把握をして、それを在外邦人

に伝えて、危険な状態になる前に安全な場所へ移

動してもらおう、これはもう大変大事な問題でござ

います。危なくなつてから脱出するよりも危なく

なる前に安全な場所へ移動してもらおう、これが一

番大事な問題であります。例えば平成五年十一

月五日の閣議決定におきまして、「政府として

は、緊急時における在外邦人等の保護について、

在外公館の情報収集の強化や民間との連携を含む

総合的な危機管理対策の一層の充実を図るものと

し、このように書いてございます。

大変大事な問題でござりますので、ひとつ外務

大臣から、まあ閣議決定から日は浅いのでありま

すけれども、この問題は随分前から言われている

問題でもありますし、これまでどのような危機管

理対策の措置をおとりになつたか、それから今後

どのような措置をおとりになつたりか、この辺

についてお教えをいただければありがたいと思

います。

○河野国務大臣 委員御指摘のように、国際情勢は極めて流動的な状況に今入っていると思います。東西の冷戦が終えんをして新しい国際秩序ができる、そういういわばちょうど間の時期ということもあって、流動的な部分というものがあろうと思います。また他方、貧富の差、国と国との貧富の差、あるいは国内における貧富の差、そういったものからくるトラブル、あるいは今御指摘のように民族間あるいは宗教間の問題等がございまして、やはり我々は一分たりとも安閑としてはいられない、そういう地域は世界に幾つかあると思っております。

で、我々は我々なりに経験を積みまして、こういうときにはどうしなければいけないかというような体感に基づいた危機管理といえますか、そういうことを考えております。とりわけ政府部内におきましては、在外公館を中心として、邦人に対するニュースを的確に伝える、あるいは邦人がどこでどういう状況におられるかということもできる限り情報として収集をするということなども含めて、できる限りの体制を整えるべく努力中でございます。

どういう努力をしておるかというお尋ねでございます。まず、在外公館等の邦人対策の予算なども強化しておるといふ点などについて、若干政府委員から予算その他について答弁をさせたいと思っております。

○島中説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、邦人保護につきましては、最近海外での事故その他が頻発しておりますこともありまして、外務省といたしましても、体制の充実が努めてきております。

危機管理の面につきましては、ソフトの面、ハードの面、両面から体制を整える努力をしております。

ソフトと申しますと、在外で緊急事態が起こったときにどういう体制で対応するか、例えば各在外公館での危機管理の責任者、それから邦人の皆様との連絡体制、ネットワークというものをほと

んどの国で設定しております、場所によりましては、緊急事態を想定したマニュアル的なものもつくるように努力しております。また、国内におきましても、情報を早く的確に伝播する体制を整備しつつあります。

ハードの面で申し上げますと、これが予算面での大宗でございますけれども、今申し上げました広報啓蒙の面のみならず、例えば在外での連絡体制のために長距離無線あるいは移動電話、インマルサットといったような無線施設の拡充充実、それから大使館で対応しますための施設の充実、あるいは要すれば必要とある程度大使館で対応できるような備蓄の整備、そういったようなものも含めまして、体制を強化しております。

ちなみに、平成六年度の予算はこういうものを強化いたします予算といたしまして三十億九千万円をいただいておりますが、この予算につきましては、五年度のこういう予算と比較しまして、財政当局の御理解もいただきまして、三七・三％の増加を認めていただいております。今後ともこういうような危機管理体制の強化につきましては、ハード面、ソフト面の充実を図ってまいりたい、そう思っております。

○大野(功)委員 ありがとうございます。今後とも危機管理対策については十分に強化していただきたい、この希望を申し上げます。

そこで次に、今回の改正は百条の枝番、枝として、百条の八として出てくるのだと思っておりますけれども、この百条というものを歴史的に振り返ってみますと、そもそも百条というのは「土木工事等の受託」であります。それで百条の二が「教育訓練の受託」、百条の三が「運動競技会に対する協力」、百条の四が「南極地域観測に対する協力」となっております。このあたりまでは親しみやすい自衛隊、近づきやすい自衛隊、こういうような気持ちで流れているように思いますが、百条の五あたりから少し変わってまいります。百条の五は「国貨等の輸送」であります。もっとも、この国貨

等の輸送につきましては黒字減らしという問題と関連していたのかもしれませんが、百条の六あたり、完全に性格が変わってきたんじゃないか。

百条の六は「国際緊急援助活動等」であります。百条の七「国際平和協力業務の実施等」、いわゆるPKOであります。まさにPKO問題、このたびもルワンダに、ルワンダ難民救援のために自衛隊を派遣しておりますけれども、まさに百条の七あたりになりますと、日本を代表して自衛隊に活動してもらっている、こういう色彩が出てきているような感じがいたします。したがって、国民を代表して国のために頑張ってくれている。初めの四までは親しみやすい自衛隊、こんな感じでありましたけれども、それ以降、極めて国民の期待が大きくなってきている。国際的にも期待が大きくなってきている。

このような国内外の要望を背負いながら、条文を読みますと、百条の五以降、それ以前もそうでありますけれども、「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において」と書いてあるのです。まさに付随的な書き方になっている。何だかPKO活動をやっているのはどうもままだまいにないではないか、こんな感じがしな

いでもないわけでありまして。そこで、まずお尋ね申し上げたいのでありますけれども、このような、海外に出ていかも危険な目に遭いながら国を代表して、国民を代表して活動する自衛隊の仕事、どんなふうな活動しているのがありますか、このふえていっているという現状に対して、長官、御感想がありましたらよろしくお願いします。

○玉沢国務大臣 自衛隊法におきまして、本来任務のほかに、今御指摘がありました各種のいわゆる付随的な任務が規定されている趣旨は、国の防衛という基本的な任務を果たすため日夜厳しい訓練を通じて培ってきた自衛隊の技能、経験及び組織的な機能を、さまざまな場面で国民のため、また世界のためにも活用することが有効かつ必要

である、こういうように考えたからであります。防衛庁といたしましては、このような国民の負託にこたえるべく、適切に業務を実施してまいりたいと考えております。

○大野(功)委員 趣旨はよくわかりました。すなわち、法文上に自衛隊の任務遂行に支障を来さない限度においてと書いてあるということは、やはり付随的な任務である、こういうふうな受けとめられるわけでありまして、例えば防衛問題懇談会の報告書を見ましたけれども、やがてはPKO活動のようなものを自衛隊の本来の業務にしてもいいんじゃないか、こういう考えも十分あり得るように思います。

一体こういう任務は、わかりやすく御説明いただければと思うのですが、本来の任務なのか、それとも付随的な任務として現段階ではとらえているのか、この点、少し明確にお答えいただければ幸いです。

○玉沢国務大臣 自衛隊法第三条におきましては、御承知のとおりでありまして、「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当ること」が自衛隊の本来の任務であると規定しております。

一方、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務や国際緊急援助活動を行わせることは、自衛隊が長年にわたって培ってまいりましたその経験、組織的な機能の活用を図る、こういう観点から、自衛隊法の第三条の改正をしないで自衛隊法第八章に規定されている他の業務と同様の位置づけとしたものでございます。

ただ、我が国が国際社会の責任ある一員として今後活動していくという上におきましては、このような国際的な貢献というものが重要視いたしまして、国連平和維持活動への参加については自衛隊の活動を行う、こういうことで進めておるものでございますが、御指摘がありましたように、防衛問題懇談会の報告におきましてもこの点が指摘されておるわけがございます。今後、防衛力のあ

り方の検討の中で、自衛隊による国際平和協力業務の実績、経験等を踏まえ、御意見も参考といたしまして検討してまいりたいと考えております。

○大野(功)委員 第三条との関連についてはよくわかりました。

それでは、百条の中での優先順位という観点からお尋ねを申し上げたいと思うのですが、先ほども申し上げましたように、百条の五で「国賓等の輸送」ということをうたっており、例えども、例えば、副総理・外務大臣がサミットのために政府専用機に乗って、という計画があるときに、地球上のある場所であっても在外邦人の救出をやらなければならない、それも数が多い、いろいろな条件を勘案して政府専用機が一番よろう、こういうケースは想像できるわけであり、サミットでも、そういう場合にはどちらを一体優先させるのであろうか。サミット優先なのか。サミットも大事なことであります。しかし、もっともと邦人救済というのは大事なことでないか。

我々が税金を払うのも、いざ鎌倉のときに国が国民、我々を守ってくれるから税金を払っている、これは基本であります。国の成り立ちの基礎というのは、やはり防衛があるから、国を守ってくれるから、国民を守ってくれるから国が成り立っているわけであり、いざという場合にもし守ってくれないようであれば、税金も払わない、これはもう税金と国防は国の成り立ちの基礎でありますけれども、そういう観点から、私はやはり、サミットへ行くのは例え民間航空機で行っても、そして邦人救出は政府専用機で行っても、防衛庁長官ならどちらを優先させますか。

○大野(功)委員 いやいや、大変安心をいたしました。こころよく思っています。よろしいです。

そこで、私がちよつとよくわからないのは、先ほど引用させていただいた平成五年十一月五日の閣議決定の第三項でありますけれども、ここに書いてあるのは、必要に応じ閣議決定をする、書いてあるのです。必要に応じ閣議決定をする。どういふことを勘案するかといふと、例えば派遣先国の状況、それから派遣機種の問題、機数、人員数、こういうことを勘案して必要に応じ閣議決定をする、これは極めてよくわからないのであります。

そこでお伺いしたいのでありますけれども、例えば派遣先国の状況を考えてみますと、安全なら閣議決定は不要なのかという趣旨なのかどうかです。それから、航空機の経路が危険であつたら当然もう行かないということになるわけであり、危険かどうかかわからない、安全について不確かなときだけ閣議決定するのかなというふうな解釈もできますし、あるいは、派遣機種も勘案する、書いてあるところを見ると、政府専用機を飛ばすときにはもう閣議決定は要らない、ただ自衛隊機を飛ばすときには閣議決定は要するのかな、こういうふうにも解釈できるわけであり、

私はやはり、海外へ行って、そして大変危険な航空経路の問題につきましても安全を確保すると書いてありますけれども、現場へ行ってみたらどういふことが起こるかかわからない、予想がつかないケースもあると思います。しかし、人命は何よりも重いわけですから、我々としては救出に行っても、もらいたいという気はするのでありますけれども、この点、私は閣議決定はかかる場合にもあります。自衛隊にやっても、やらざる仕事でありますけれども、国全体を代表してやるような仕事でありますから、責任は政府にある、こういうことで、すべてのケースについて閣議決定をやってもらいたい、こう思っております。こころよく思っていますので、私の要望、気持ちはどういうふうな受けとめていただけるか、お答えいただければ幸甚でございます。

○河野国務大臣 今回のこの邦人救出の問題は、一つは極めて緊急度の高いものでございまして、そうしたこととあつて、適宜適切に外務大臣、防衛庁長官が十分相談の上判断を下すということである、今委員からも御指摘がありましたように、種々の条件といふものがあると思ひます。まさに今委員が御指摘のように、自衛隊機を飛ばすということになると、それについて大変センシティブな国もございましょう。もちろんどの飛行機を飛ばすにせよ、先方の国の同意がなければ飛ばせないわけでございますから、そういったことも場合によれば無用の心配であるかもしれませんが、あるいはまた防衛庁、外務省以外にも他の役所が協力をした方がスムーズだといふ場合もあるかもしれません。こういった場合にはさらに別の関係の合意といふものも必要だといふことになると思ひます。それは閣議で了解を得る、閣議の決定を受けに行くということも時に必要であるかもしれないと思ひます。

民間機を飛ばすときには、一々閣議を開いて決定して飛ばすわけではないわけでございます。この自衛隊機も、言ってみればほぼ同じ条件を満たして飛ばすということになるわけ、民間機の場合にはコマースナルな判断といふものがそれにプラスされるというところが自衛隊機の場合にはないというだけで、他の条件といふものはおむね同じ条件で飛ばすわけでございます。民間機を飛ばすときには閣議の決定はなしで飛ばすが、自衛隊機の場合にだけ、あるいは政府専用機の場合にだけ閣議決定を必ず必要とするというところがどうかというところで、やはりこれは必要とあれば閣議で決定をする、必要でない場合には防衛庁長官あるいは外務大臣の合意によって判断をするということではどうかといふのが我々の判断でございます。

○大野(功)委員 民間機に救出をお願いする場合にももちろん閣議決定も要りませんし、それから防衛庁長官に依頼するということもない、これはもう当然のことだと思ひます。

ただ、政府専用機ないし自衛隊に出勤してもらうという場合には、政府専用機を運航しているのは自衛隊でありますし、それから、自衛隊機となりますといふいろいろな問題があるかと思ひますので、私自身の個人の気持ち、要望としては、やはり民間機は別であります。政府専用機あるいは自衛隊で行く場合にはぜひとも閣議決定をお願いしたい。要望いたしまして、次の問題に移らせていただきます。

次に、私は、この法律、法文上の問題といふのはもう十分に審議されておりますから、この法文の持つ意味といふのはそれぞれわかっているはずでございます。申ししますのは、法律といふのは一たんつくりますとどうしてもひとり歩きをするわけであり、言葉がひとり歩きをしてしまふ。こういう観点から、ぜひとも確かめたいところが幾つかあるわけであり、

今回の、我々が今議論しております内閣提出法案、これと百二十八回国会で自民党が出した衆法、この違いは二点あるわけであり、しかしながら、法本来の目的はもう全く同じである。これは確認しておきたいわけであり、しかし文章で入れた途端にそれがいろいろに解釈される可能性がある、このところは我々は十分認識しておかなきゃいけないと思ひます。

そういうことで質問をさせていただきますけれども、最近、法文上、本来の法律の趣旨、目的と違つてゐるのじやないかといふような事件がございましたので、ちよつと聞いていたしまして、そこから始めさせていただきますと思ひます。

今回ルワンダに、自衛隊の皆様大変御苦労でございますけれども、国際的な人道支援活動をしていただいております。私もルワンダ難民調査団の一員として、与党調査団の一員として現場を見させていただきました。大変な状態である。こ

う状態のところでも三カ月も、任務を遂行するためとはいえ生活を大変だということ、若干の激励金を自民党として、自民党所属国会議員一人一人から一万円ちょうだいして、これを個人の名前にやなくて自民党という名前を差し上げよう、こういう計画を立てたのでありますけれども、これがやはりたしか公職選挙法百九十九条の二というところまでひつかかる、こういう御忠告がありました。

この公職選挙法の目的というのは、あくまでも選挙をする人が、有権者が公正な、何人にも左右されないで自分の意思を表明する、これを妨害する行為は寄附行為としてだめだぞ、いかなる行為でもだめだぞ。公職選挙法百九十九条の二というのは御存じのとおり、公職にある者、公職にならんとする者はいかなる名義をもつてても寄附行為をしてはならない、こう書いてあるわけでありまして、その法文どおり読むとこれは確かに問題はあるのであります。法の趣旨に照らすと、これはどうも何だかおかしい話だな。法律が成立時の目的を達成できずに書いてある文で左右されるというのは、本当に困るのであります。

例えばそういうケース、あるいは法律が公平に運用されていない、こういうケースもあるわけでありまして、本来の目的を達しないあるいは公平に運用されない、こういう例をほかに挙げてみますと、例えばスピード違反とか脱税とか選挙違反、これは見つけたり損みたりなどがあるんです。これは公平に運用されていないから、何だか庶民感覚としては見つけたり損みたりしてしまう。これはおかしいのであります。これは運用で公平を期さなくちゃいけない。それから、運用で法の目的を達成しなければならぬ。私は、そういう意味で、法律をつくるだけじゃなくてやはり運用面で十分注意をしていただきたい、こういう気持ちで質問をさせていただきます。

第一に、法案を見ますと、「外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、」こう書いてあるわけでありまして、先ほど河野外務大臣からまず民間機を飛ばす場合もあるんだというお話もありましたけれども、いかなる場合に外務大臣は防衛庁長官に対してかかる依頼をするのか。民間機がある、あるいは国連救援機もある、外国の軍用機もある、それから日本の政府専用機、自衛隊機もある、いろいろなケースがあるのです。だけれども、この法文ができたからといって、安易に防衛庁長官にやれ飛ばせと言わねば私はいかぬと思うのです。一番大事な法の精神というのは、迅速にその場でもし外国の軍用機があればそれに頼む、これが一番じゃないか。そして、迅速に安全に邦人を安全な場所に移動させる、これが一番大切なことだと思いますので、いかなる場合か、わかり切ったことかもしれないけれども、外務大臣、お答えいただければありがたいと思います。

○河野外務大臣 御質問でございますから、念のため申し上げておきたいと思ひます。

外国におきまして災害、騒乱その他の緊急事態が発生して在外邦人の退避が必要となった際、次の基準によって依頼をするということになっております。

一つ、定期便などの利用が可能な場合はこれによる退避を勧奨する。つまり、定期便がまだ飛んでいるときにはできるだけ定期便で退避してくださいというのを申し上げる。二つ、定期便などの利用が困難になった。危ないというのでみんなが押しかけれるものですか、定期便は飛んでいるけれどももう切符がとれない、乗れない、こういう利用が困難になったとき、または不可能な場合には、次のような要素を総合的に勘案して民間チャーター機及び政府専用機を含む自衛隊機の中から自衛隊機が最も適当と判断される場合に外務大臣は防衛庁長官に依頼を行う、これが原則でございます。

○大野(功)委員 ありがとうございます。それで、そういう面についてはやや漠然と書いてある。例えば安全の確認、安全の確保ですね。これ

れも漠然としているかもしれませんが、安全の確認が書いてあるからといって安全確保のために協議が長引いたりというようないことは絶対ないものと信じておりますので、この点はもうお答えは要りませんが、そういう法の趣旨を十分に踏まえて運用していただきますよう、お願い申し上げます。それからもう一つ、第二項であります。第二項は「空港施設の状況」と書いてございますけれども、この辺はよくわかるのであります。第二項の事情により「これが困難、つまり政府専用機を使うことが困難な場合には自衛隊機を使ってもよろしい、こう書いてあるのであります。『その他の事情』、大変漠然とした話でありますけれども、この辺は、やはり先ほどから申し上げておりますように、一番大事なのは命を救うということでありまして、邦人の救出であります。この点について防衛庁長官からお答えをいただければ大変ありがたいと思ひます。

○三井(康有)政府委員 御指摘のございました「当該輸送に際して使用する空港施設の状況その他の事情」と申しますのは、具体的状況に応じた適切な輸送をするための諸条件全般を言うものと解されます。ここで「空港施設」と申しますと、当然に派遣先国の空港の滑走路の長さとか厚さといったことが考えられるわけでございますが、その他の事情と申しますと、政府専用機のその時点における使用の状況が主として考えられます。具体的には、他の目的で政府専用機が既に使用中であつて邦人救出に使えないとか、あるいは近々他の目的で使用の予定があるとか、あるいは政府専用機がたまたま整備を受けておつて使えないといったような状況を主として指しておるということでございます。

○大野(功)委員 せっかく「その他の事情」と書いてあるわけでありまして、柔軟にひとつ考えていただきたい。一番大切なのは、繰り返し言います、これはもう邦人の救出であります。それから、これで私の最後の質問とさせていただきます。やはり閣議決定でございます。

この閣議決定の五項に、全部読むと長くなりますので、「当該輸送の具体的な態様に応じた、適切な必要最小限度のもの」で救出を図りなさい、こう書いてあるのではありませんけれども、私は、先ほどからたびたび申し上げておりますように、命というものは何よりも重い、さすれば効率性よりも命を重んじるべきじゃないか、効率性よりも安全性を重んじるべきじゃないか、効率性よりも迅速安全な救出を重んじるべきじゃないか、こう主張したいものであります。

効率性とか公正性とか言つていきますと、まさに今はやりのリベラルかコンサバティブかみたいな話になってきますけれども、この救出作業におきましては、ぜひともコンサーバティブじゃなくリベラルでお願いしたい。この点につきまして、閣議決定は「適切かつ必要最小限度」とは書いていますけれども、どうか安全、人の命、これを重点的に考えてもらいたいと思ひます。これを重点的に考えてもらいたいと思ひます。この点、コメントがございましたら、ひとつお願い申し上げます。

○河野外務大臣 御指摘のとおりかと思ひます。ただ、こういう法律ができたからといって、むやみに飛んでいくということではないと思ひます。邦人救出に当たっては、今委員御指摘のとおり、迅速に対応することが必要かと思ひますが、迅速に対応するまでには十分慎重な、法の趣旨について考えるべき部分もあるうかと思ひます。いずれにしても、邦人救出というこの目的に合致した運用というものを心がけなければならぬと思ひます。

○玉沢外務大臣 海外における在留邦人の救出という大目的を達成するためには、やはり慎重にして果敢、また適切にして最小限、この辺のところを柔軟かつ広く、またよく検討いたしまして適切に対応していく、こういう決意で臨んでまいりたいと思ひます。

○大野(功)委員 ありがとうございます。まず、何が何でも政府専用機、自衛隊機を飛ばすわけではない、ただ飛ばす場合にはいろいろそ

ういう目的を持ってやっていただく、そこでやっぱり閣議決定というものが大事になってくるのじやないか、私はこのように思う次第でございます。慎重かつ、慎重ではあるけれども、やるとなったら法の目的に照らして、法の目的に合致したやり方でやっていただきたい、このようなことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○近藤委員長 渡辺浩一郎君。

○渡辺(浩)委員 日本新党の渡辺でございます。統一会派の改革を代表いたしまして、きょうは自衛隊法の一部改正に関する法律案に関しまして若干の質問をさせていただきますと思います。

この法律案、長きにわたりまして審議されたというふうになっております。私もどなたもいたしましては、この法案に立ちまして決して否とするものではないという考えに立ちまして、きょうは主にこの運用面に関して、あるいはちょっと細かいところかもしれないけれども、御質問をさせていただきます。と同時に、その後、邦人救出に関して今後のあり方、こういうものが政府の方にございまして、質問を通じてお答えいただきたい、こういうふうになっております。

まず、この法案の中におきまして、百条の八の中で「長官は」云々と書いてありますが、途中で「当該輸送の安全について外務大臣と協議し、」云々と書いてございます。当然、安全を確認してからこの政府専用機を、あるいは邦人救出の活動が始まるかと思うのですが、この安全ということに関しまして、まあ何回も質問があったかと思えますけれども、これは当然相手国から安全を確認して、了解をとって、それで私どもは安全を確認して、邦人救出の活動に入るかと思うのです。しかし、必ずしも相手国政府からの安全の申し出だけではなくて、例えばギリヤとかあるいは反政府軍の活動が拮抗している場合もあると思うのです。そういう場合の安全の確認というのはどういうふうにされるのか、これをひとつぜひお伺い

したいというふうに思います。

これと、安全に関してもう一つは——まあいいです。この辺についてちょっとお伺いしたいと思えますので、お願い申し上げます。

○島中説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のありましたように、基本的には外交ルートを通じて、相手国の政府の権限のある当局から、飛行場の着陸許可あるいは経路の安全というものについて措置をとってもらい、あるいはとっておられることを確認いたしますけれども、しかし、それだけでは必ずしもすぐ飛べるということではございません。例えば、今御指摘のような、政府がその飛行場をきちんとコントロールされておるときはよろしくございまして、けれども、そうでないような状況におきましては、もしその確認をできる、その安全についてコタクトができる、そういう当局があれば、そういうところとも確認をする努力はいたします。

また、ある国でそういう事故が、緊急事態が発生しましたときには、日本のみならず、いろいろな国の方々もおられますし、あるいはそういう国の方々の政府などとも情報交換をしながら、全体を総合的に判断して、それで安全を慎重に確認しながら政府専用機の派遣を検討していくということになると思えます。

しかし、基本的には、権限のある当局の許可をまずとることが先決だと思っております。

○渡辺(浩)委員 そうすると、相手国の政府だけではなくて、例えば、場合によりまされども、反政府側との交渉もあり得るといふふうに考えてよろしいでしょうか。その辺、いかがでございますでしょうか。

○島中説明員 お答えいたします。

どういふ状況においてそういうことが発生するかわかりませんが、必ずしもきちっとしたコンタクトポイントが探せるかどうか、そういうことも個々のケースで違ふと思えますけれども、できるだけそういうような安全をいろんな方面から確認しながら、それで安全ということが確認でき

ない場合には、やはり専用機というものを飛ばすことはできないというふうになっております。

○渡辺(浩)委員 これは一つの安全ということではありますけれども、日本の政府が相手国と交渉する形になると思えますので、まかり間違ひますと、相手国の政府以外のところと交渉する危険性もあるわけですね。ということは、場合によっては反政府側とも日本側が交渉するという、次の問題が発生する危険性もなきにしもあらずだと私は考えますので、この辺をひとつぜひ慎重に対応していただきたいと思います。

もちろん、いろんなケースがありますので、こういう場合がないことは当然ありがたいと思うのですけれども、一言で言えば、相手国の政府の都合で安全が確保されているわけではありませんが、場合によっては、我が国としては相手国のゲリラあるいは反政府と交渉しなきゃいけないときがあると思えますが、そういうときに、次の外交問題にならないような手打てを打ってこの問題に対応していただきたい、こういうふうに思います。

それから、安全については私どもの方からはこのくらいでございますが、次に、その次の文章としまして、この百条の八の後半部分、真ん中あたりでございますが、「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送を行うことができる。」というふうに書いてございます。これは、この文面全体が、自衛隊の飛行機を飛ばすあるいは政府専用機を飛ばすということが、輸送に限るといふふうに読み取れるわけでございます。決してその救出という文面はないと私は理解しておりますけれども、要するに飛行機を飛ばして現地の安全な飛行場において、それで邦人の輸送活動をするということだろうと思うのです。だといふふうに考えます。決して救出活動をしないうことは、その逃げようとする邦人がその輸送機まで来るまで手をこまねいてい

ういうふうにお考えなのか、お答えいただきたいと思えます。

○島中説明員 お答えいたします。

邦人が退避いたしますときの退避集場所と申しますか、飛行場まで邦人をどういふふうな保護して連れていくかということにつきましては、基本的には在外公館が責任を持ってそのときのできるだけの方法を講じて邦人のお世話をするといいこととなります。特に、物事が起こりましてからそういうこともできませんので、通常のときからあるいはそのいろいろな状況の進展に伴いまして、邦人の方々の緊密な連絡網、あるいは先ほども申し上げましたけれども、緊急事態のときのマニュアルといったようなものも、在外公館の責任者とそれから邦人の方々の間で打ち合わせをしておきまして、そして、そのマニュアルどおりにいくかどうかはそのときの事態の発展で必ずしも予想できない場合もございますけれども、できるだけそのいう対応をしながら、必要に応じて、もしそういう飛行場までお世話して連れていくことが難しい場合には、あるいは在外公館で一時退避するといったようなことも含めて緊急事態の対応を検討させていただきます。

○渡辺(浩)委員 ちょっと私の理解がなかったのかも申しませんが、要するに、安全で飛行場に降りていく、そうするとそこへ邦人が来るのを待つだけだろうと思うのです。実際にはそういう単純なことにはならないと思うのです。邦人救出というのは、後からまた御質問申し上げますけれども、行ってみなければ非常に危険なときもあるかもしれない。そんなときにこれの、例えば安全でおりたと思つてはいるけれども、現地でなかなか逃げようとする人たちの連絡がとれない。どのみち、通信がずたずたになるときもあるかと思うのです。そういうときは想定はどういうふうになされているかということなのですけれども。

○島中説明員 そういう事態に対します対応は、先ほど申し上げましたけれども、在外公館が邦人との間で連絡をしながらお世話をします。したが

まして、政府専用機で行ってそこでそういう仕事を政府専用機がするという事ではないということでございます。

○渡辺(浩)委員 わかりました。この文面ではそういうことだということですね。わかりました。

それでは、あとこれに関して、ちよつとこの文面から外れるのですけれども、ボーイング747、大衆的な飛行機でございますけれども、邦人が数人程度のわずかなものに関してもこの政府専用機で行くお考えなのかどうか、その辺をちよつとお教えいただきたいと思ひます。

○村田(直)政府委員 これはそのときのケース・バイ・ケースによると思ひますが、法案の第百条の八の二項で、「前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。」という、大原則としてはいわゆる政府専用機で行うという事を書いた上で、ただし書きとして、いろいろな条件のもとで「困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するのための航空機により行う」ということで、第一の原則としては政府専用機で行う、その他の状況をいかにかみ合わせるかということとは、そのときの状況いかんによるかと思ひます。

○渡辺(浩)委員 確認いたしますけれども、この第二項に關しましては、基本的には政府専用機になっている。あと、その他の輸送に關するときは、というのは、恐らくこれは自衛隊機だと思ひますが、その他の事情によって困難であると認めるときにはその他の輸送の、つまり自衛隊機を飛ばすことができるというふうになっているということとは、基本的には政府専用機で行うということと理解してよろしくございませう。

○村田(直)政府委員 私、先ほど答えたように、基本的にはそういうことであらうと思ひます。そのほか、あえて敷衍しますと、そのただし書きの条件というのにも加味されるであらうというふうに思ひます。

○渡辺(浩)委員 わかりました。それでは、あともう一つこの文章に關して伺わ

せていただきます。

先ほどの安全とちよつと関連することでありまされども、こちらの方で、日本の政府の中で安全と確認をして飛行機を飛ばして行つたけれども、現地に行つたところが安全でなかった。距離が大変長くて、現地では事態が急変して安全でないということが後からわかつたといった場合には、当然これは引き返してくるということが想定されるわけです。あるいはまた、途中の国に一時待機をするというのでしょうか、そういうことも考えられるわけですから、その辺はどういうふうに運用を考えていらっしゃるのかをお教えいただきたいと思ひます。

○村田(直)政府委員 邦人の救出といひますか、輸送に任務を受けて向かう場合でございますけれども、当然のことながら、最初の段階において安全の確認が行われるということでございます。

しかし、先生御指摘のように、途中において安全について状況が変化したというようなことがわかれれば、今御指摘のように途中から引き返すというところもあるでしょうし、あるいはその状況がかわるのを待つて、隣接国等近くの国において許しを得てそこに待機をするというようなことも考えられる。いずれにしても、本件輸送は、邦人が安全に他の地域に退避するための行動でございますから、安全を第一として運航されるということでございます。

○渡辺(浩)委員 それでは、恐らく途中で安全でないとかわかれればこれは引き返すということが当然考えられるわけですから、ではもう少し細かいことを申し上げますと、安全ということと飛行場において、おいて邦人救出のときに、相手、反政府側とか何かが発砲を起こして、何らか打つて出てきたといったときの対応、これはどういうふうにか考えられるのか。当然私もとしてはこれは自衛しなければいけない立場にあると思ひますけれども、こういう細かいというのか、もつと言へば、最悪の事態を当然考えておかなければいけないわけですね。この辺に關してはどういうふうにお考

えなのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○村田(直)政府委員 その点については、もちろんそういうケースも考えなければなりませんけれども、我々としては、その空港の許可を受けて着陸するわけでございます。空港当局が安全性を保証しておるといふ前提のもとに着陸するものでございませうから、そのような事態が生ずることはないというふうな、万が一にもそういう事態が生ずることはないというふうなことをおぼえておるわけでございます。したがって、十一月の閣議決定におきましても、そういうふうなための武器の携行というふうなことに關しては、これをしない、行わないということに閣議決定しているところでございませう。

○渡辺(浩)委員 それはそうでありたいのですけれども、もつとも、我が国とそれから相手国政府の都合で向こうの治安が維持されているわけではありませうので、相手側の反政府とかあるいはゲリラ側が、日本の政府が専用機を持ってくるというところを聞き及んでいろいろな攻撃をかけてくるのは当然考えられるわけですね。それに對して、こちららも安全確保というのは当然考えなければいけない。つまり、武器をどうするか、我が国としての武器をどうするかということにつながつてくるかと思ひます。

今、基本的なことと恐縮でございますけれども、これは先ほど申しましたように輸送で専念をするということになってまいりますので、当然火器類、大きな機関銃とかそういうものは持つていかないと思ひますけれども、しかし安全確保としては、もしも最悪の状態になったときの自衛のためのいろいろな手段を講じなければいけない、こういう相反することになるかと思ひますけれども、この辺はどういうふうにか考えていらっしゃるのか。つまり、今申しましたように、こちらと相手側政府との都合では安全は確保できないことも当然あり得るというところが考えられますので、そのときまでもきちつと考えておかなければいけないというふうには思ひますので、その辺を御答弁をいただきたい

いと思ひます。

○村田(直)政府委員 同じ答弁を繰り返すようでございますけれども、要するに、そういうようなケースが考えられる場合には、私もとしては、むしろこれは安全に邦人を退避させるということが目的でございますから、それが安全でないような状況においては、例えば大使館において邦人を保護しておくとか、必ずしもこの方法によって輸送を何何でもしなければならぬということではないわけでございます。いろいろな方法の中では、むしろ動かない方が安全だというケースも過去の例ではいろいろあるわけでございますので、そういうような方法によって邦人の保護を図るというふうなことで対処するというところでございませう。そのような状況が予想されるときには、要するにそもそも安全が保持されないわけですから、この輸送を行わないというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○渡辺(浩)委員 おつしやるとおりというのか、安全確保ができない場合には当然飛ばないようにしていただきたいと思ひますけれども、カンボジアの例でありますように、安全、安全といつて我が国の自衛隊を派遣して、そしてあそこで、カンボジアの件で死者を出している、こういう経緯もございませうので、安全ということに關しては非常に厳密に、ある意味では非常に、何というのでしょう、か神経質になつて対応していただきたいと思ひます。これは、自衛隊機もそうでございますけれども、あるいは政府専用機もそうでございますけれども、それから現地の邦人、共通の課題だと思ひますので、これはぜひとも、まだ検討していないのであればこのことをこれから課題として緻密に考えていただきたいというふうな思ひます。

法案に關しましては、以上、私どもの方としましては重立つたところ、質問したいところはこれだけにさせていただきます。

それで、この後、私としましては、邦人の救出に關しての今後の大きな課題が残つていらっしゃるというふうな思ひます。例えば、今政府専用機は二

機でございます。各国、例えばドイツとかイギリスとかあるいは米國とか、そういった國での政府専用機というのは二機とか三機というふうなオーダーではないわけです。もつと数多くの政府専用機を持っていますね。そういう政府専用機を今後ふやしていく必要があるのではないかと考えております。その辺の計画あるいはお考えがあれば、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○村田(直)政府委員 先生御指摘のように、先生が挙げられた國について、政府専用機といいますが、要人の輸送を担当する部隊の保有する航空機につきましても、米國につきましても、固定翼が約二十機、回転翼のヘリコプターが約二十機、合計約四十機、英國につきましても、固定翼が約二十機と回転翼が数機ということで約二十数機、それからドイツにつきましても、固定翼が約三十機と回転翼が数機ということで約三十数機というふうな、私どもの平成四年三月に実施した調査によりますと機数を各國とも保有しているようでございます。そういう意味では、我が國の政府専用機が二機、それにスパービューマ、ヘリコプター三機ということで、数は少ないことは事実でございます。

いずれにしても、政府専用機の運航体制につきましても、今二機によつて、あるいはスパービューマ、ヘリコプターの場合は国内運用でございませうけれども、二機によりまして運航を積み重ねておりますので、その実績等を勘案して今後検討していきたいとおります。ただ、当初これが、要求が最初に出したときには、少なくとも三機必要だということを防衛庁として言ったことは事実でございますけれども、今後の実績を見て検討してまいりたいと思ひます。

○渡辺(浩)委員 私としては、ぜひこの政府専用機、可能な限りひとつ数の上で御検討いただきたい、こういうふうな思ひでございます。今のところ朝鮮半島も大きな事態にはなっていませんけれども、朝鮮半島が大きな事態になった場合は、これは政府専用機は今おっしゃった三機という形での

邦人救出というのはほとんど不可能だと思ふんですね。これは当然皆さん御存じかと思ひますけれども、我が國としては艦艇を、船を考えなきゃいけないという気がいたします。

この政府専用機、今これは飛行機の件でございませうけれども、政府としては、今後の邦人救出の中で艦艇、船を考えていられしやるかどうか、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○三井(康有)政府委員 ただいま御提出しております法案の中で輸送手段につきましてもは航空機によることとして艦艇を含めなかつた理由は、主として次の二点でございます。

まず第一点としましては、緊急事態に際しての在外邦人等の輸送は極めて迅速かつ適切に行う必要があること、つまり時間的余裕がないということとが一つでございます。第二点としては、緊急事態に際しての在外邦人等の輸送のためこれまで我が國政府が船舶をチャーターして行つたというふうな実例がないこととでございます。

今お話しした、緊急事態に際しての在外邦人等の輸送の手段として艦艇を加えるべきではないかという議論があることは十分承知いたしておりますけれども、このような輸送の手段に艦艇を加えるか否かにつきましては、具体的なニーズ等を踏まえながら慎重に検討されるべきものであると考えております。

いずれにいたしましても、自衛隊法の一部改正案につきましては、これが想定するような緊急事態というのはいつ発生するかわからないものでございませうので、まずもって現在御審議をいただいております法案につきましても御理解をいただき、可及の速やかに成立をさせていただきたいと考えております。

○渡辺(浩)委員 確かに、今の法案を審議しているところですので、その艦艇の問題まで深く言及するのはいかなるものかということはあるかもしれませんが、例えば船であれば当然出てくる課題だと思ふのですが、この専用機二機あるいはもう少しふえた場合の中でも私は出てくると思ふのです

が、この法案の中で外国人の取り扱いに関しても、これはよしというふうになっておるわけです。この外国人に対しては、場合によっては取り扱いは非常に注意しなければいけないことが当然想定されます。船の場合は特にこれが大変な、あるいは非常に頻繁に課題は出てくると思ふのですが、例えば相手國の政府の要人が来る、亡命がある、あるいは、こういうことを申したいものかわかりませんが、これらも当然想定されるわけです。こういうことが当然想定されるわけです。これは船に限らず飛行機も当然かと思ひますけれども、その場合の入國の手続あるいは対応、こういったものの整備は今後あるいは今どういうふうにかえていられしやるか、お教えいただきたいと思います。

○山中(説明員) 今御審議いただいております法案の主たる目的は、御案内のとおり邦人の退避手段の一層の充実を図るという目的でお願いしております。その趣旨から、輸送の対象者は邦人を優先するということは当然かと思ひますが、人道上の見地から、邦人と同様の状況下で退避を必要とする外国人、この外国人と申します場合には、その當事の國ではなくて第三國の外国人という意味でございませうけれども、そういうところの方々につきましても、専用機に余つた席がある場合には、それに搭乗させたいと考えております。

しかし、この外国人をどういうふうにして乗せるかということにつきましては、その当該外国人の母國の政府等から我が國政府に対して、その外国人を乗せてもらいたいという要請がある外国人について原則として乗せることにしております。

この点につきましても、私も日本が、外國のそういう専用機に乗せてもらいたいというところを今までも随分やつて邦人救出をしてまいりました。そういうときに、在外公館を通じて各該國政府に、これこれこういう人間がこのぐらいいるので余席があつたら乗せてもらいたいという交渉をして、その同意を取りつた上で在外公館から飛行場に案内するといったような手続で実施しております。これは、各國ともそういうふう

飛行機の運用をしております。

○渡辺(浩)委員 わかりました。

飛行機の場合は、今おっしゃったことでガードができるかと思ふのです。将来のことに関しては、船にしましてはこれは今後の検討課題だと思ひますけれども、当然出入國の問題、多くの難民とか、今の文章によりますと、飛行機の場合は外務省、つまり飛行機の場合はそういうチェックが可能でございませうけれども、船の場合はそれがチェックができないと思ひますので、これはぜひとも今後の課題として、艦艇、船にしましては、出入國の管理あるいはそのチェックを厳重にさせていただきたいというふうに思ひます。

もう時間がないということでございませうので、いずれにせよ、私冒頭申し上げましたように、この法案全体に關しては否かということではないという考えに立つております。これは邦人の救出でございませうので、与党とか野党とかという問題でなく、日本人の救出、根本的なあるいは人間的な問題として、ぜひとも早急にこの問題に對応できるような体制を政府・与党としてやつていただきたいというふうにお願い申し上げて、私の質問にかえさせていただきます。

終わります。

○近藤委員長 高市早苗君。

○高市委員 会派改革(自由党)の高市早苗でございます。よろしく願ひいたします。

本日の私の質問ですけれども、前半は、自由民主党總裁でもあられる河野外務大臣に願ひしたいと思ひます。

通常国会までは、自衛隊法改正案には自民党議員提出の衆議院第一号と内閣提出第十五号が存在しまして、私自身は、内容的に見て自民党提出案の方がより現実的に確に對応できるものだと考えまして、党派を超えて賛意を示しております。七月に自民党案が取り下げられたとのニュースに驚き、非常に落胆をいたしました。どうして自民党案が撤回されたのか、簡単に御説明ください。

○河野國務大臣 この法案は、いずれにしても

きるだけ早く成立をする必要がある。世界じゅうどこでどういうことが起こるか分からない、そういう状況の中で、二つの法律案がそれぞれ内容的にはごく一部の問題を除けば同じもの、しかもそのごく一部といえども、それは高市議員よく御承知のとおりの内容でございませう。私は、この法案が一日も早く成立することを心から願って提案者が取り下げたというふう聞いております。

○高市委員 内容的にはほとんど同じで、ごく一部、それも妥協できる範囲というのは、社会党に気を使つて、昔、新生党の人や日本新党の人がおつしやつていたことと一緒だと思うのですが、昨年十一月十八日の委員会において、自民党の山崎拓委員は、「自民党案が最上のものと考えておりますので、政府案に同調する考えはございません。」と断言しておられますけれども、自民党案が最上のものであるという考えは、自民党として変わらないでしょうか。

○河野国務大臣 今も申し上げましたとおり、その当時、とても法案の成立が時間がかかるあるいは法律案の成立がおぼつかない、こういう状況でございました。したがって、私もまた衆議院を提案をしたところでございますが、今日、政局に大きな変化がございまして、コンセンサスができそうだという状況になれば、一日も早い成立のために妥協をするということもまた適当ではないかと思ひます。

○高市委員 しかし、社会党が自衛隊を合憲と認め、消費税を認め、大きな政策転換をされた、その経緯には、非常に自民党のパワー、発言力が与党の中で強く働いていたのではないかと、外から見ると想像していただけないかと、例えば早期成立に向けて、当時自民党の委員の先生方がベストなものだと信念を持っておつしやつていたこの自民党案の方を閣法として再提出するように、社会党やさきがけを説得されたのでしょうか。

○河野国務大臣 それぞれの政党にはそれぞれの考え方があつたわけであつて、お互いに合意のできる案をつくるということが何より大事だと

思ひます。みずからの案をこり押しをして、全部他党を抑え込んでおとりやるということによる失敗は、我々目の前で見ておられるわけであつたから、合意できる案で合意をするというのは当然のことだと思ひます。

○高市委員 十一月二十五日の委員会では自民党の中谷委員が次のように言つておられます。「安全だから行くという、実際の業務に支障となるような制約をつけたのも、突き詰めていくと、連立政権では社会党を閣内に取り込むという政治的な意思によって派遣隊員の安全と救出の機会を置き去りにするものではないでしょうか。」時の政権や政府の御都合によつて、まるで自衛隊は着せかえ人形のごとくいろいろな制約をつけられ、あたかも物を動かすごとく、行かされる人の安全性や名誉、人格を無視して政治的な道具にされてよいものでしょうか。「迷惑するのは自衛隊であり、救援を待ち望んでいる人々そしてその家族、そして何よりも、まともな国際貢献をやるべきだと貢献を望んでいる日本の国民でございませう。どこの国に、自分たちの同胞を救出するのになぜわざこの政府案のように非常に慎重に、行けるものまで行けないような足かせをかける国があるのでしょうか。」国防や安全保障の問題でありますから、時の政権や連立政権の延命のためにゆがめてしまふべきではないというふうに思ひます。中谷委員の御発言に私は当時非常に感動し、今でもまさにそのとおりだと考えております。当時自民党議員が指摘されたように、国民の生命や国家の名誉にかかわる問題が政府の御都合や連立政権の延命のためにゆがめられるべきではないと思うのですけれども、今回の自民党案撤回、確かに早期成立の必要性はわかりませうけれども、あくまでも国民の生命、国家の名誉のためにベストなものを選ぶのが国会議員としての私は責任だと思ひます。中谷委員の指摘にあつたような連立政権の延命や政権のために大義をゆがめたというふうなことに今回の自民党案撤回が当たらないかどうか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 高市議員は中谷議員の質問の部分だけ読み上げられたと思ひますが、それに対する答弁の部分も読み上げられると、内容はさらに一層よくわかつてくるのではないかとと思ひます。

○高市委員 私の質問に改めてここでお答えいただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 中谷議員はそういう心配を述べられました。中谷議員の主張も正論だと私も思ひます。しかし、それについて防衛庁当局その他政府側は、そういう心配はあるかもしれないけれども、これでも十分邦人救出はできるというふうな見解をとつていたというふうに記憶しております。

○高市委員 昨年十一月五日に、「在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機の使用について」という閣議決定がされております。形式的に現政権下でも生きておられるはずだと私は考えているのですけれども、これには間違ひございませうでしょうか。

○三井(康有)政府委員 お答えいたします。

内閣で閣議決定を行いました場合、閣議決定の効力は原則として後の内閣にも及ぶというのが従前よりの取り扱いと承知いたしております。

○高市委員 閣議決定の内容なんですけれども、安全性が確保されない場合には輸送を実施しないことから、戦闘機による輸送機の護衛はしないことという内容、それから、派遣先国内において在外邦人等の生命、身体、当該輸送にかかわる航空機等を防護するために武器を携帯し、使用することはないといった内容なんですけれども、当時の閣法をさらに慎重な内容にした、さらに具体的な内容にもしたものでございませう。当時はこの閣議決定というものが、社会党が閣法そのものを了承するベースになつていたと記憶しております。

これまでの当委員会での論議内容を考えると、閣法には何とか妥協できても、この閣議決定には自民党は幾ら何でも乗れないだろうと思つていたのですけれども、ここまでの救出に対する制限を認められるに至つた、自民党内または国際情勢等、状況の変化があつたのかどうか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 個々のケースはいろいろなケースが想定されると思ひます。しかし、いずれにしても私も、外務大臣として政府専用機を派遣をするというときには、安全性を確認して要請をするわけであつたと思ひます。その安全性の確認のためには、恐らく在外公館はまだ現地にあって、在外公館を中心にして情報を集めて、それを我々が受け取つて判断をして要請をするということになるわけであつたと思ひます。その段階で今御指摘のような、つまり高市議員のおつしやるのは、もしものときにとつてことをおつしやつておられるのだらうと思ひますけれども、閣議決定はそうした段階で十分な安全対策というものが必要であるということをおつしやると思ひます。

本来、邦人の救出はできるだけ早期に行われることがよいわけであつたと思ひます。何かある、危ない、これは早く邦人を国外に退避させる必要がある、一番いいことは定期便に乗つて早く退去するように勧奨をして、それに従つていただく、それによつて退避できれば一番いいわけであつたと思ひます。それがどうしてもできない場合には、チャーター機を飛ばすことができるかどうかという対応をする、しかし時間がかかる、それでは政府専用機もしくはそれに類するものを飛ばす、こういうことになるわけであつたと思ひます。戦間期が護衛につくとか、先ほど御質問がありましたけれども、飛行場で撃ち合つてまで救出をするのかという状況を想定してこの法律案はつくられていないというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○高市委員 早期成立に向けて、自民党も社会党やさきがけの主張に歩み寄られた。大変御努力をされたということもわかりました。今回、この一本化された法律案で与野党合意の方向が見えてくるということも理解しているのです。ただ、私は、あくまでも今十分議論を尽くして、ベストな内容のものを、修正をかけてでもベストな内容のものを決定しておく必要を感じております。そういう意味で、私の価値観からいふと、現在出ている改正案は決してベストな内容のものではない、

むしろ前回出ていた自民案の方が現実に対応できるものだ、これには私はこだわっているのですけれども……。

しつこいようですけれども外務大臣にもう一度お伺いしますが、もしも先生の御家族が海外訪問中に命にかかわるような騒乱に巻き込まれたとして、撤回された自民案と、そして今回の改正案、一本化されたもの、どちらが確実に迅速に御家族を救出し得るものだと思いますか。

○河野国務大臣 私の家族が旅行する場合には、何か問題が起きそうだとあらかじめ思えば、なるべく取りやめるように私は説得をしたいと思いますが、それはそれとして、高市議員から自民案の方がよかったではないかというお褒めのお言葉をいただいたことは、大変恐縮に存じます。

しかし、いずれにしてもこの手の法案が、御承知のとおり、もう二年にわたって国会で議論が続けられて成立を見ないということが我々としては大変心配でございまして、私は、でき得る限り早期にこの法律案が成立をして、そういう事態はあつてほしくないと思ひますし、そういう事態を想定をするということも甚だ残念なことでありますけれども、万が一の場合に法律が機能する、そういう場合になつても法律がまだできていないために何にもできないということだけは避けたいという気持ちがございます。

○高市委員 ただ内容としてどちらがベストだと確信されているかという、その一点をお聞きしたかったわけでございます。早期成立をしたいというその理由については、もうよく理解いたしました。

○河野国務大臣 事柄は、自分の主張が一番正しいと思つてもそれが少数であることはあるわけですね。もしも自由民主党が過半数を一党でつておれば、当然その自民案を成立させるための努力はいたします。

○高市委員 しかし、当時自民党は野党であつたわけで、今は政権与党にあられて、与党の中で最も多数を占めておられるわけでございます。それ

で、この場で多数決をする議論の中で、どうしても自民党が引かなければこの案が成立しないといふときに引かれるかどうかの判断をすべきで、最初から撤回される事情が全くよくわからないのでございまして。

○河野国務大臣 自由民主党は現在政権与党でございまして。しかし、一党で政権を支えているわけではございません。社会党、新党さきがけともどもに政権を支えているわけでございます。三党での民主的な話し合いというものは当然あつてしかるべきというふうにお思ひしております。

○高市委員 では、大体これまでの御答弁をまとめますと、とりあえず内容がベストだったのは自民案の方だったようでございましてけれども、民主的な話し合い、それから早期成立を目指して妥協をされた。まさに中谷委員が十一月二十五日に大演説をぶたれました、時の政権や連立政権のためにゆがめてしまふ、大事な問題をゆがめてしまふ、信念を放棄するといったことに私には見えてならないのですけれども、次の質問に移ります。

自衛隊のP K O派遣についてお伺いしたいと思ひます。

これは担当の方、どなたでもお答えいただけたらありがたいのですけれども、今回ルワンダ難民救援のための自衛隊派遣に当たりまして、携行武器を公表されましたが、この公表されるということのメリットと理由というのはどういうことなんでしょうか。

○貞岡説明員 御説明申し上げます。

自衛隊が携行する武器につきましては、国民が非常に強い関心を有しております。それで、我々としては、そういうふうな国民の関心にこたえるために自衛隊が携行する武器を公表した次第でございまして。これによって自衛隊が業務を遂行する上で支障が生じているとは承知しておりません。

○高市委員 私も、地元自衛隊地連及び航空自衛隊幹部学校等々、自衛隊の方もたくさんおられますので、いろいろお話を伺つてきました。

アメリカの場合は、こういったケースにおいて軍備公表というものを確かに行つておりますけれども、これには十分な装備を持っているんだという威嚇の意図もあると聞いております。日本の場合、わざわざ軽装備を公表することによりまして、攻撃を受けるなど、部隊が危険にさらされる可能性もあるのではないかと不安の声が現実に現職自衛隊員の皆様から出ておりますけれども、これらの皆さんの声に対して、長官自身からお答え願えたらと思ひます。

○玉沢国務大臣 まず、今回の活動でございまして、これはあくまでも難民救援、人道支援ということでございまして、あくまでも難民救済の活動に絞つて四つの目的を持って業務を行っているわけでございます。したがって、安全という観点からいいますならば、救うべきは難民の方々と戦うとか、それから難民の方々から襲われるというのを前提とするものではない。ただ、その難民の中におきましては、武装解除されたとはいへ、小銃を隠し持ったり手りゅう弾を持ったりして、夜になりまして武装暴徒化するとか、いろいろな治安上の問題等も生じておるといふことを勘案をいたしまして、それぞれの隊員がみずからの安全を確保するためには必要最小限の武器の携行を認めた、こういう状況でございまして。

○高市委員 よく理解できました。

次は、河野外務大臣にお願いしたいのですけれども、今後のP K Oのあり方について確認をさせていただきます。

先日の予算委員会での私の質問への答弁の中で、これは村山総理がおっしゃったのですけれども、社会党委員長としてと総理としての政策の違いはしないということを確認されました。

九月三日採択の社会党の新基本政策では、P K Oには憲法の範囲内で積極的に参加する、P K F凍結解除を含めた国際平和協力法の見直しはP K Oによる協力の実績等を踏まえて対応するとなっております。

一方、昨年の総選挙での社会党の公約では、P

K Oは自衛隊とは別組織で行う、この立場に立つて自衛隊派遣を基本としている現行P K O協力法を見直すということになっております。

この二つを比べて明らかになのは、今後協力法が見直されるかもしれない根拠の重点が自衛隊の派遣の是非からP K F凍結解除の是非に移つていくように読み取れることなんですけれども、政府としては、今後別組織ではなく自衛隊をP K Oに対応する組織として認められたと解釈してもよいのかどうかお聞かせください。

○河野国務大臣 P K O法というのは、あの審議の過程において三年後に見直すということになっておりますから、来年がちょうどその三年目に当たるわけですから、三年後の見直しということがあり得ると思ひます。

その場合にはどの部分を見直すかということまでは言っていないわけですが、この当時、P K O法案、当時は案でしたが、この法案が成立をしたら三年後には見直す、こういうことを言っているわけなんです。私もはかねてから政府答弁として、三年間の貴重な経験を、積み重ねた経験をもとに見直すべきところがあれば見直すということをして言っているわけでございます。

それで、社会党が党の中でどういうお考えをお持ちになつてどういう議論をなさるかということ、これはもう社会党の問題でございまして、これは一貫して政府が答弁してきた答弁ぶりからいえば、来年、三年たつたときに、国会での審議を踏まえて見直しの時期が来たなと。しかし、それに対しては、三年間の経験ではまだ十分ではないという御意見ももちろんあるかと思ひます。さ

まざまな御意見がそのときに出てくるであらうというふうにお思ひしております。今議員は、行くか行かないか、あるいは別組織かどうかというような意見が社会党の中にあつて、どれを見直しのテーマにするか、そういう御質問だつたと思ひますが、それは私は、社会党の中ではない議論があると思ひますが、政府は、三年たつた段階で、これまでのP K O活動の経験をもとに見直す

べきところがあれば見直すという姿勢であります。

○高市委員 先ほどから自衛隊法の方も早期成立とおっしゃっているにもかかわらず、もう来年が見直しの時期で、別組織かどうかということについてもうちょっと的確なお答えが出てこなければ、それこそ来年の時点で何か起きたときに、別組織ありませんよ、とりあえずまた自衛隊、行つてくださるということになってしまったら、どうしようもないと思うわけです。

私は、社会党の中の議論ということ申し上げたのではなくて、その前提として、村山総理が社会委員長としてと総理としてと政策の使い分けはしないとおっしゃっているの、社会党の政策として一番最近まとまったもの、それはすなわち村山総理の考えであるということの前提に立った上で、内閣は一致して対応されるという原則にも立った上で、お尋ねをいたしております。

それでは、河野外務大臣御自身、今後PKOには自衛隊が対応すべきか、別組織で対応すべきか、どういった方向でお考えなんでしょうか。

○河野国務大臣 お尋ねでございますけれども、全く法律がない邦人救出のための法律案を急ぐべきだと言っているのと、法律に基づいてPKO活動を現にやっているものを急ぐか急がないかというのは、全く別の次元の話でございますから、そこはきちんと整理してお考えをいただきたいと思っております。

さらに、私が申し上げておりますことは、PKOの見直しは三年間の経験を踏まえて行われるべきであらうというふうにかねがね申し上げているわけで、まだ三年間の経験の途中にいるわけですから、今からそのことを言うということは、それはもちろんそういうことがあっても結構でございますけれども、そうでない場合もあるということをご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、この法律について三年後の見直しという状況があるわけでございますから、私は予見、予断を与えることのないために、今私

の考えを申し上げることは控えていただきたいと思っております。

○高市委員 あと一年間の経験をそれでは待たせていただくと思っておりますけれども、ただ、河野外務大臣、国連演説の中でPKOに積極的に参加する旨表明されておられますけれども、諸外国でPKOから特にPKFを分けて考える発想というのは非常に少ないと私は認識しております。当然、外務大臣としてPKFの凍結解除を念頭に置かれた発言だと私は理解したのですが、これについてはいかがでしょうか。これもあと一年間の経験を待たなければいけませんでしょうか。

○河野国務大臣 立法府がお決めたこととさせていただきます。行政府としては、決まった法律に基づいて執行をするというのは当然だと思っております。

○高市委員 当該輸送の安全についての協議に関してですけれども、これは長官に確認をさせていただきますか。

輸送の安全性について、長官と外務大臣で協議をされるそうなんですけれども、これは内閣における意見の食い違いが発生することを前提としたもので、いかがなものかと思つたのですが、法律案の文面から判断するに、結局決定権は長官にあるということでございますか。

○玉沢国務大臣 外務大臣とよく協議をして決定する、こういうふうに向つております。

○高市委員 いや、まあ決定権は長官がお持ちだと理解してよいようですが、安全だと判断して政府専用機を派遣したものの、現地到着後に状況が急変し万が一の事故となったような場合には、どなたがどんな形で責任を負われることになりますか。

○村田(直)政府委員 お答えいたします。

質問の趣旨を、向こうに着陸後等において事故等が起り、邦人または外国人等に死傷者が出たということとして理解させていただきまして、在外邦人等の輸送のため邦人または外国人を自衛隊機に搭乗させた場合で、事故が生じて死傷等の損害

を与え、その事故の発生につき自衛隊側に責任があると認められるときは、国家賠償法等に基づきまして損害賠償を行うことになろうかと考えております。

○高市委員 そういうことになると、具体的にはどなたの責任ということでしょうか。

○村田(直)政府委員 どなたのといいますが、今の場合は国に責任があるという場合でございますから、国が責任を負うということでございます。

○高市委員 先ほど大野先生の御質問への答弁で少し触れられました邦人対策予算、危機管理関連で三七・三という数字が出ておりましたけれども、在外公館、ごく少数のスタッフしかいないところもありまして、それから二つの国を兼轄しているようなケースもあります。外務大臣としては、安全性に関する情報収集、正確にかつ迅速に行われる体制を整えられる御努力をされるということをお願いしておりますけれども、行革も叫ばれる昨今ですけれども、在外公館のスタッフ増員のお考えがあるのかないのか。

それから、先ほどの三七・三という数字ですけれども、スタッフの人員費等々にも充当されるお金なのか、簡単にお聞かせください。

○河野国務大臣 我が国外交の重要性がだんだんに増大していることにかんがみまして、定員を初めとする外交実施体制の整備を鋭意行つてきているところでございます。

定員につきましては、厳しい行財政事情の中で近年特に着実な増加が見られ、国家公務員の定員が厳しく抑制される中で、平成六年度予算では百五十名の新規増員が認められております。この結果、平成六年度末の外務省定員は四千七百六十二名となりました。そういった中で、在外における情報収集体制強化のための定員増に重点を置いていくところでございます。

○高市委員 もう私の質問時間も終わりましたので、質問は以上でございます。

国会議員として国民の生命と財産、それから国家の名誉と主権、こういったものを守ることに関

しては、党派の枠を超えて、党利党略や政権への執着を超えて、信念に基づいて考えていかなければならない問題だと思います。あくまでも私は、自衛隊法改正案をベストな内容のものに、どんな形でもベストな内容のものに、現実に対応したものにしたいと思っております。

もしそれがやはり社会党との関連でできないということになる、それだったら自民党は非常に無理なところと組まれたのではないかと、私はそんなふうに感じました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○近藤委員長 小沢鋭仁君。

○小沢(鋭)委員 新党さきがけの小沢鋭仁でございます。自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして幾つか質問をさせていただきたいと思

まず、この自衛隊法の改正、いわゆる外国における騒乱等に巻き込まれた邦人の救出ということに関しましては、国としての責務であるというふうに私は考えるわけですが、そういった救出活動、救援活動を行うということについては、国民においても十分なるコンセンサスがあるというふうに考えるところであります。

しかし、一方でこの法案が、法案の提出を見てから約二年、またいわゆる政府専用機保有の決定、これは一九八七年だったかもしれませんが、約七年の年月がかかっているわけでございます。そういった年月がかかった、時間がかかっていたという点においては、国内においてもまた一つの反対の論拠、活動があったということでありまして、これは事実としてそういう反対運動が展開されてきたということでございます。そうした反対をされている方々の御心配を大丈夫なんだという意味で私拭いていくことも大変なことだと考えるものでありますから、そういった観点でこの質問をさせていただきたい。そして、過去いろいろな質疑が行われておりますから、そういった意味ではやや重複をするところもあるかもしれませんが、ある意

味ではおさらいも兼ねての質疑をさせていただきます
たいと思うわけでございます。

まず第一番目に、こうしたいわゆる海外邦人の
救出、この必要性に関して御質問をさせていただきます。

過去、例えば十年間という期間を考えましたと
きに、邦人がそういった騒乱あるいはまた災害等
に巻き込まれて救出を望んだ事案、そういったも
のは約何件程度あったのか、そしてまたその重
立ったもの、一つ二つでも結構でございます、改
めて御説明を伺いたいと思います。外務大臣、お
願いたします。

○島中説明員 お答えいたします。

過去十年間に在外邦人が紛争に巻き込まれまし
て救出いたしました事案は十一件でございます。救
出した邦人数は総計で九百十八名でございます。

最近の例で申し上げますと、本年五月、旧南北
イエメンの武力衝突発生によりまして、在留邦人
合計九十六名がフランス、ドイツ、イタリアの軍
用機あるいは国連機あるいはジョルダン政府救援
機によりましてジブチ、アンマン等へ撤退した例
がございます。この十一件の例のうちに、我が方
政府が民間チャーター機を飛ばしたの三件ござ
いまして、そのほかの件、七件につきましては各
国の協力を得て救出をいたしました。

○小沢(鋭)委員 約千名にわたる救出の必要性が
あったということでありまして、そういった意味
においては、今後もそういった活動の必要性とい
うことに関しては、私は本場に今の数字を確
認しても、十分だというふうに、必要なことだと
改めて感じるところでございます。

そして、そういった場合に、今まではこうした
法律がありませんでしたから、民間機、チャー
ター機あるいはまたいろいろな依頼をしてという
ことでありますが、例えば私どもに記憶に鮮やか
なところで申し上げますと、一九九〇年湾岸戦争
が起きました。その際に、私今手元にその当時
の新聞報道を持っておるわけでございますが、民
間救援機あるいはまた医師団の派遣、民間医師団

です、そういったいわゆる中東貢献策が考えら
れたわけであります。しかしながら、私の印象は、
結果については必ずしも好ましい、望ましい状況
ではなかったというふうに思っております。これ
はあくまでも私の認識でありまして、その結果に
ついて、外務省としてはどういう御判断をお持ち
になつてゐるか。特に民間機での派遣がもうま
くいかなかった、あるいは医療団の派遣がうまく
いかなかったというようにあるならば、その
理由はどのようなところにあるのか、お尋ねを
申し上げます。

○島中説明員 御指摘のイラクのクウェート侵攻
のときの事例でございますけれども、まず医師団
の派遣につきましては、湾岸戦争が開始するむし
ろ前のイラクの侵攻があった後、医療団をサウジ
アラビアへ派遣することの可能性あるいは難民支
援の可能性等を検討したことはございますが、湾
岸戦争が始まりました邦人の退避のために医師団
を派遣するということとは、あの時点では検
討されませんでした。

ただ、民間機の派遣につきましては、当時政府
専用機というものがございせんので、できるだ
けのことをするというところで、日航機をチャー
ターいたしましたとして幾つかのオペレーションを
いたしました、バックアップからアンマンに出てき
ました人々を、実はバックアップとアンマンの間は日航
機は飛ばせませんでしたけれども、アンマンから東
京の間、何便か日航のチャーター便で飛ばして救
援活動を行いました。

その際に、政府専用機があったらどういうオペ
レーションができたかということ、当時の状況
から踏まえまして、そのときには政府専用機とい
うものはございせんのでしたのなかなか申し上げ
にくいことではございますけれども、今後こう
いう緊急事態が発生しましたときに、この民間の
チャーター機にあわせまして政府専用機を派遣す
る可能性も検討できるということになりますと、
邦人の救援ということが一層適切かつ適時に行え
るのではないかと、そう思っております。

○小沢(鋭)委員 次の質問に移させていただきます
ですが、今回の法案の、いわゆる原則政府専用機に
限られるというふうに理解をしているわけであり
ますが、まずこのところ、原則のところの意味
でもう一回確認であります、場合によっては自
衛隊機も含まれると考えてよろしいかどうか。防
衛庁長官、お願いいたします。

○玉沢国務大臣 まず第一に、邦人救出に関しま
しては、場所にもよりますが、事件が起き
たところまでの航続距離あるいは搭載能力、巡航
速度、こういったものを踏まえた場合におきまして、
主として政府専用機の使用をまず第一に考える、
そうしたことを法文上明記したというのが第一点
であります。

しかし、事件が起きているところの空港が滑
走路が短い等、政府専用機が使用できな
い、こういうふうな判断になった場合におきまし
ては、法案の第二項ただし書きによりまして、そ
の場合におきましては自衛隊機を使用する、こう
いう形になっております。

○小沢(鋭)委員 今の長官の御答弁にありました
ように、自衛隊機も可能性として出てまいるわけ
でありまして、先ほど冒頭私が申し上げた反対論
の方々の御心配なところはその点でございますか
ら、その点に関連して質問をさせていただきます
と思います。

その自衛隊機、これは必ずしも武力行使のため
に行くわけではない、当たり前の話でありますけ
れども、しかし、かつての日本の歩みの中で、自衛
隊機が海外に出ていくとそのものに対してやや心
配がある、これも事実としてそうだと思います。
そういった観点から、例えば今回の、これも輸送
機の所属ですね、これを海上保安庁籍にすればそ
んな問題は起こらないではないかという見解も
あるやに承知しておりますが、なぜ海上保安庁籍
ではだめなのか、そのところの御答弁をお願い
したいと思います。防衛庁長官、お願い申し上げ
ます。

○村田(直)政府委員 まず二つお答えしたいと思います。

まず一つは、先生がおっしゃっておる政府
専用機、二項で、主としてこれが最初に用いられ
る、検討されるわけでございますが、この政府専
用機も同時に自衛隊機である。一見迷彩等は施し
ておりませんが、自衛隊機であるということござ
います。

それから次に、なぜ海上保安庁に所属しないの
か。これは私どもが独自に決定したわけござい
ませんので、この政府専用機の管理運用につしま
しては、平成三年の十月に、政府の中で政府専用
機検討委員会というのが設けられておりまして、
これは関係省庁の担当局長とそれから石原副長官
というところでこの委員会が設けられまして、その
検討結果として、一つは大型機の管理運用に
は専門的な技術基盤が要る。例えば操縦士や航空
士等の基本的な技術を有する者、輸送機、通信機
器等の整備を行う技術などが要るということ、及
び組織的な支援体制ということが要る。これはど
ういうことかといひますと、要員を養成するため
の基本的な教育を行う、あるいは運航の際の空港
等の調整を行う、それから部品等の整備、補給を
継続的に行う、こういうような支援体制が必要で
ある。そうしてその中で、政府内部でこれを見渡
したところ、防衛庁のみが要員の確保を含めこれ
らの必要とされる管理運用体制を長期的かつ効率
的に整備し得る能力を有する、という判断、したが
いまして、ほかの省庁の部局ではそのような今
言ったような基盤を持つて長期的に行うことがで
きないという判断のもとに、防衛庁、自衛隊に所
属がえすことが、平成四年の四月一日からその
ように決められたということでございます。

○小沢(鋭)委員 御答弁はそれで結構であります
が、もう少し国民にわかりやすい説明の工夫を、
法案成立の後を含めてお願いを申し上げておきた
いと思います。その部分というのは意外と大切
だという気がいたします。
続きまして、今度はいわゆる海外の論調、自衛
隊機が外に出る、単純に申し上げまして、自衛隊
機が外に出るということに対して、海外の論調と

して外務省はどのように今その状況をおつかみに
なっているか、把握しているか、お願いしたいと
思います。

○島中説明員 お答えいたします。

アジア諸国の中には、先生御指摘のように、自
衛隊の派遣について強い警戒感を有する世論があ
ることは御存じのとおりでございます。現在御審
議いただいております政府専用機によって邦人を
救出することの是非に關しましては、海外論調に
ついて、特にそういう点については承知しており
ません。

いずれにいたしましても、政府専用機を邦人救
出のために派遣する場合には、先方政府の権限あ
る当局の許可を得て乗り入れるものでありまし
て、この点についての理解は得られるものと考え
ております。

○小沢(税)委員 今御答弁の中で海外の許可を得
てというところがございますが、具体的な運用
に当たって、そこを若干確認させていただきたい
と思います。改めて確認させていただきたいと思
います。

派遣をする必要性が認められ、外務大臣と防
衛庁長官のところで御協議がなされる、その決定
がなされた後、具体的派遣国に対しては、外務省
としてはどのような御対応をなさるわけでしょう
か。

○島中説明員 国際法上、各国がその領土と領海
の上空に対して排他的主権を有しております
ので、外国航空機の領空通過及び着陸につきまし
ては、一般的に条約等に基づいて事前の同意があ
る場合を除きまして、その都度、領域国の同意を
得ることが必要であります。そういうことから、
外交ルートを通じて相手国の許可による同意
を得て行くことになると思います。

○小沢(税)委員 そういった際にも、今回のこう
いった邦人救出の話は、まさにある意味では、何
といいますが、人道的な視点であって、いわゆる
一般に言われているところの自衛隊が海外に展開
していく、そういった話ではないんだということ

ろをあくまでしつかりと海外の国々に対しまし
てもお伝えいただくということが私は必要なこと
だというふうに思います。そういった観点でくれ
ぐれも、そういったところからいわゆる反対論が
逆に起こって、法律は決めたけれども反対論があ
るがために結果として飛べなかったというような
話にならないように、ぜひともそこところは十
分なる御手配をお願い申し上げたいと思うわけ
であります。

それでは、最後にもう一つ質問させていただき
たいと思います。

先ほど来の質問にもございましたが、百条の八
によりまして結果として防衛庁長官の決定が行わ
れるということでありますが、一般的な心配の一
つの理由が、いわゆる防衛庁長官がもう飛べと決
めたら飛んじやうんじやないか、そうすると邦人
救出を越えてそういった展開が今後続くのではな
いか、そういういわば心配があるということでご
ざいます。そのところは、この法律の趣旨であ
るいはまた外務大臣との協議等々があるわけであ
りますが、いわゆる防衛庁の独断でそういった展
開が行われることはないんだというところを少し
政府から御答弁をいただきたい。明快地御答弁を
いただいております。最後に思います。

○河野国務大臣 議員も既に御承知のとおり、こ
の法律の立て方は、外務大臣が防衛庁長官に依頼
をするということになっておりまして、外務大臣
が防衛庁長官に依頼をし、協議をして決めるとい
うことになっております。防衛庁長官が防衛庁長
官がどんなに勇ましい人であっても、防衛庁だけ
で飛んでいくということには決してならない、絶
対にならないという法律の建前でございます。

○小沢(税)委員 以上で終わります。ありがと
うございました。

○近藤委員長 松沢成文君。
○松沢委員 改革の松沢でございます。今回の自
衛隊法の一部を改正する法律案、海外で何か緊急
事態が起きた場合に、邦人を救出する、そのとき
に政府専用機も含む自衛隊機を使うようにする

というのが重立った趣旨だと思っております。私、こ
の件について急に質問することになりました。第一
に疑問に思ったことは、疑問というか考えました
ことは、海外の政府が、外国政府がその国の人々
が海外で危機に遭ったときにその救出、どんな事
例があるのかな、よく映画などでは、サイゴン陥
落ですとかブノンペンが陥落のときに、米軍ヘリ
がばつと入って行ってアメリカ人を命からがら救
出するようなイメージを私は映画では持つており
ますけれども、海外のこれまでの事例で重立った
もの、どんなものがあるか。それで、そのときに日
本人がそこにおいて外国の政府の飛行機等々にお世
話になって逃れた、そういう件もあったと思うの
です。その辺について、少し情報をお持ちでし
たら、まず教えていただければと思います。

○島中説明員 お答えいたします。
最近の例では、平成三年九月のザイル暴動の
際にアメリカ、ベルギー、イタリア及びポルトガ
ルが軍用機を飛ばしました。また、同じ年の十月、
ハイチでクーデターが起こりましたときにはメキ
シコが、それから平成四年十月のアンゴラで武力
衝突のときには英国が、平成六年五月のイエメン
の内戦ではドイツ、イタリア、フランスが軍用機
を派遣し自国民の救出に当たりました。

その中に、例えば最後のイエメンの内戦でござ
います。日本人も、邦人も軍用機に乗せても
らってジブチその他に救出されたことがございま
す。

○松沢委員 確認をしておきたいのですけれども、
それはほとんどその国の軍用機を使って救出を
しているというふうに判断してよろしいのです
か。

○島中説明員 ただいま申し上げましたのは、各
国が軍用機を使った例に限って申し上げました
が、各国も、緊急事態の自国民の退避につきまし
ては、日本同様にもまず定期便の利用を進めます。
それから近く民間機のチャーターといったよう
なもの、あるいは一部乗せてもらうといったよう
ないろいろな方法を考えまして、その中の一つの

方法として、軍用機を使うこともあるということ
でございます。

○松沢委員 先ほど小沢委員の質問の中に、日本
の国がこれまで海外の邦人を政府救援機で、これ
はチャーターの飛行機で救った事例というのが報
告がありました。千人以上の方をこれまで救出さ
せた実績があるそうですが、そこで伺いたいの
ですけれども、過去の緊急事態に際して、在外邦人
輸送に自衛隊機が使用できればより適切な措置が
講じられたと思われ、そういう事例があったら
御紹介いただければと思います。

○島中説明員 過去の事例の中で、緊急事態の事
例の中で政府専用機がもし使えたらさらに適切な
退避ができたのではないかとという事例でござい
ますけれども、これにつきましては、やはり政府専
用機を飛ばしますときにはそれぞれいろいろなそ
のときの詰めを行いますので、それを直ちに過去
の例に引き写して正確な形で申し上げることはで
きませんが、一つ申し上げられますことは、政府
専用機が邦人退避のため、救出のために使えると
いうことになっております。過去の例におき
まして民間のチャーター機を手配するのにかなり
時間がかかった事例がございまして、そういうケ
ースの場合には、恐らく政府専用機の方が早く飛
び立てるということが一般的には予想されますの
で、そういう事例につきましては今後とも政府専
用機の活用の余地が大変多いと思います。

そういう意味で一つ二つ例を申し上げますと、
すなわち、民間のチャーター機を派遣するのとい
ういろいろ検討したけれども時間がかかった例とい
うことではございますが、これは一九七五年四月のベ
トナム戦争のとき、あるいは一九八五年三月のイ
ラン・イラク紛争のとき、その多岐にわたる例がござ
います。

○松沢委員 ちょっと質問を変えますけれども、
前の案では、前の案というか旧政府案といったら
いいのかな、その案では、自衛隊機の派遣には国
会や内閣の承認は要せず外務大臣の要請で実施で
きるようになっていたと思っております。この点、今回

の案では、派遣には、必要に応じてとありますが、閣議決定を要するというに改められていますので、この閣議決定というものは、よりシビリアンコントロールを慎重にやって、そういう大きな問題の是非は閣議に諮るという面ではない部分もあるのかもしれませんが、やはりこれにより派遣がおくれている、こういう心配も多々指摘されているところであります。

特に、現在の政府のように連立政権を組んでいる、その中の政党が自衛隊のあり方あるいは対外政策についてかなり異なった考え方を持っている連立政権では、閣議で土壇場でもめるということも考えられなくもないと思うのです。この辺、迅速な措置がとりにくくなるという弊害もあると思うのですけれども、それについては、外務大臣がよろしいのでしょうか、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 連立内閣とはいえ、法律がきちつとできておりますれば、その法律に基づいて運用をするということで、閣議が最後までもめてということはないと私は思っております。

しかしながら、邦人救出のためには、先ほども御答弁申し上げましたが、民間機をチャーターして救出をする場合もございます。これらについては、閣議は必要としないと思います。政府専用機の場合も、恐らくそうしたことは要らないのではないかと御議論があったと思います。

したがって、私は、いづれにしてもこれは外務大臣から防衛庁長官に対して依頼をして、外務大臣、防衛庁長官で協議をして、そして判断をするということが、大筋それでよろしいのではないかと、しかし必要のある場合閣議ということもあってもいい、閣議ということもあるかもしれない、こういうのがこの法律の建前になっておりまして、大筋は外務大臣と防衛庁長官の協議によって判断をする。そのぐらいい迅速、機敏な対応が必要であろうというふうには私は思っております。

外務大臣といたしましては、でき得べくんば我が方在外公館の情報によって事前に邦人が安全な場所に移動してくだることが一番いい、そういう

作業をやるのが一番大事だと思ひますし、さらには定期便で退避していただくように勧奨をして、そのとおりやっていただくということがその次にいいわけで、だんだん事態の急迫に従ってこういう状況になるのだからと思ひますので、機動的、機敏な対応ができる、そういうふうにしておいていただいた方がより効果的だろうと思ひております。

○松沢委員 今外務大臣の答弁で、おおむね外務大臣と防衛庁長官の協議で迅速に対応できる方向になっていくということでありました。そうなる、閣議決定の文にも書いてありますけれども、航空機の安全が確保されない場合には、輸送を実施しないということですね。そうすると、安全か否かという判断、これはもう大変難しい、ケース・バイ・ケースというのか、そのときの状況判断になると思ひます。

それで、この安全か否かの判断というのは、例えばPKOの派遣五原則のように基準をつくるというわけにはいかないのでしょうか。といいますのは、やはり救つていただく、もし海外で援助を待っている邦人がいる場合に、今回は安全でないから行けないという政府の判断が、当地にいらつしやる邦人にとっては大変厳しいものになる可能性はあるのです。それで、ほかのケースで行つてくれたのになぜ今回は来てくれないのだという、政府に対する不満につながる可能性もあると思ひます。ですから、この安全の判断の基準というのは、それぞれのケースで違いますからそれはわかるのですが、何か五原則のような、基準のようなものをつくれる可能性はないのか。その辺についていかがでしょうか。

○河野国務大臣 先ほど申し上げましたように、できるだけ早く問題の本質を見抜いて邦人を誘導するというのが私どもの仕事だというふうに思っております。

それから、安全かどうかというものは、一つは、飛行場の管制センターといいますが、管制官の判断ももちろんございましょう。あるいは、我が方が

の在外公館の判断ということもあろうかと思ひます。先方の、これは先ほど来御議論のあるところでございますが、権限をお持ちのカウンターパートと十分確認をしようということが何より重要であります。いづれにしてもできる限り早期に事を運ぶということが重要で、もう飛行機も飛ばないという状況になれば、それはバスで国境線を越えようとか、いろいろな方法を考えなければならぬわけでございます。

航空機で救出をするというこの法律の考え方は、やはり何をいっても安全に飛行機が到着をして、邦人を乗せて安全な場所に輸送をするというのが目的でございますから、その目的に沿つて正しい運用をしなければならぬと思ひております。

○松沢委員 この数年間の時間を費やしてしまつたわけですが、国、安全保障、特に海外にいる日本人の生命を守るというために、この自衛隊法改正を私は以前から当然速やかにやるべきだと思ひておりましたが、ここ数年の政局の混乱にも乗つてしまつて、なかなか決定ができなかつたということでありました。私としては、速やかにこの法案を、多少妥協の産物のところがありますが、まず決定をしていただきたい、そんなふうには思ひていところであります。

以上で終わります。(拍手)

○近藤委員長 上田勇君。

○上田(勇)委員 改革の上田勇でございます。本日は、自衛隊法を一部改正する法律案に對しまして、何点かにわたりまして質問をさせていただきます。

先ほどから多くの委員の方から御指摘があるように、本法案は提出されてからかなりの年月がたつておりまして、第百二十八回国会に提出されて以来でも一年以上にわたつて審議が行われてきているわけですが、その間、極めて理解しにくいというのでしようか、経緯を極めて、まだ成立しないまま今日に至つていふということでありました。この法案が各方面の方々からやはり早

期成立が強く望まれているにもかかわらず、こうした状況になつてきたということは、まことに残念なことでありました。

第百二十八回国会では、まず自民党の鈴木宗男先生以下五名、すなわち自民党が提出されました。これは、細川内閣のもとで当時の連立与党が調整に時間を要したので早く提出するという理由で提出されたわけでありましたが、その後、調整に多少の時間を要したわけでありましたが、政府案が提出されました。この間、連立与党との間で調整が行われまして、社会党の方々の意見を十分に取り入れた政府案ができあがり、それが提出されたわけでありました。ところが、その国会では、自民党案と政府案の調整がつかず、結局は両案とも継続審議となりました。続く百二十九回国会でも審議が行われず、結局は両案とも継続審議になつたわけでありましたが、このときには、その継続について社会党の方々が反対されるという経緯を経てきております。そして、百三十回国会、前回、自民党案の継続が自民党も含めて否決され、政府案が今度は社会党の賛成も得られまして継続審議となつて、今日審議がやられているわけでありました。

少々長くなつて恐縮でございますが、社会党では、みずからの意見を取り入れてでき上つた法案に、初めは当然のことであるという経緯で賛成、後に反対、再度賛成に回つていふという経緯でありましたが、ここ一年足らずの間に二回も考え方が変わるということを見ると、この間、政府によります法案の解釈に変化があつたのかどうかという疑問を抱かざるを得ません。

そこで伺ひたいのですが、第百二十八回国会に提出されました閣法と文書は全く変更がないわけでありましたが、その解釈において何か変更があつたのかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○村田(直)政府委員 先ほどから御答弁いたしておりますように、法案の目的といひますか趣旨といひますが、そういうことについては両法案は全

く共通でございます。ただ、従来からこの法案の審議に当たって、慎重にいろいろなことが議論されてまいりましたので、その点について、一つは安全の確認という問題と、一つは政府専用機の使用という面について新たな規定にいたしましたわけでございまして、基本的には、その目的、邦人の安全な輸送、安全な場所への輸送ということについては、全く両者に差異はございません。

〔委員長退席、赤松(正)委員長代理着席〕

○上田(勇)委員 私がお尋ねしたのは、百二十八回国会で提出されました政府案と現在出されている政府案、ともに文言は全く同じであります。その意味するところも全く同じなのかどうか、政府において解釈の変更があったのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○三井(康有)政府委員 答えいたします。

委員御指摘の、百二十八回国会に提出されました法案が現在まで継続されておりました。その内容は一切変更を見ておりません。で、政府としては、この法案の解釈についても特に変更を認めているといった点はございません。

○上田(勇)委員 それでは、文言も解釈も変更がないのに、わずか一年足らずのうちに二回も考え方が変わるといふのは、常識的には少し考えにくい面があるのではないかと思います。本日は村山総理には御出席いただけないので、御説明いただけないわけでありまして、その点まことに残念であります。二十七日には総理も御出席いただけたらということなので、ぜひとも本委員会ですうした点が明らかになることを期待したいというふうに思います。

次に、百二十八回国会では、議員立法といまして自民党の方からも法案が提出されました。その後提出された閣法が、今お話があったように、全く今回審議している法案でありますけれども、委員会でも法案の審議が行われている中で、自民党の方の提案者の一人の方は、この閣法について「一定のたがをかける」と申しますか支障をもたらす可能性はないではない」というふうに発

言されておりますし、また、先ほど高市委員の方からもありました。我が党案は最善のものと考えておりますという御発言もありました。

また、もう一人の提案者の方は、政府案の「どの部分にどうしてもこだわって譲れないのか」という質問に對しまして、明確にこのように答えているわけですね。

「まず一番の点は、飛行機は、私どもは政府専用機及び自衛隊の保有する飛行機を使つてとにかく救出に当たる、人道活動に当たるということなんです。ですからオプションを広げております。今政府が出しているのは、政府専用機に限定をしております。先ほどいみじくも」委員から質問があったように、「わずか五人を救いに行くのにも政府専用機ボーイング747-400型を持つていく。私はどう考えてもむだなことだと思つていけるのです。やはりケース・バイ・ケースで即応する、適時適切な対応をする、これが本来の救助活動だ」と私は思つていけるのです。この点は、最大譲れない点であります」という発言がございました。

これが自民党全体の意見かどうかというのは、何ともこれではわかりませんが、やはり当時、閣法に賛成できないと言つたからには、何らかの理由があったものというふうに思います。

ただいまちょっと引用させていただいた部分も含めまして、自民党総裁でおられます河野外務大臣にお伺いしたいのですが、その当時賛成できなかった法案が、現在なぜ賛成できるようになったのか、その当時問題と考へられていた点を具体的に、先ほど引用させていただいた部分からもしませんが、お示しいただきまして、それがどのようなクリアできたのか、教えていただきたいというふうに思います。

○河野国務大臣 先ほどから繰り返し御答弁申し上げているところでございますが、私どもは、邦人救出のための法律を一日も早く成立をさせるといふことが何より大事と考えております。自由民主党が衆法を提案をいたしました当時を思い起こ

していただけるとよくおわかりだと思いますが、当時の政権はなかなかこの手の法律を調整するのに内部で極めて時間がかかるということから、私どもは衆法を提出をいたしました。その後閣法も提出されましたけれども、これは推定でございしますが、恐らく衆法が出たということが大きな刺激となつて閣法の調整を進める役割も、実は大変當時は皮肉なことに衆法の提出が役立っていたのではないかとこのように思つていられるわけでございます。

それから、もう一つ議員お尋ねの、それではその当時の主張と今の主張とどういう整合性があるのか、こういう御質問だと思います。

私もそういったしましては、当時自由民主党が提案をした法律は最善のものであったというふうに自由民主党としては考えておりました。しかし、先ほどから申し上げておりますように、そのことにこだわつて法律案そのものがいつまでたつても成立をしないということでは、我々の本意ではないわけでございます。今回、多数の方々の御賛同がいただけてこの法律案が成立をする、日の目を見るということになるならば、それはある意味で邦人救出のための体制がまずでき上がるということこそ自由民主党としては考えての作業だろうと思つております。

私の立場から申し上げれば、現在外務大臣としての私の立場から申し上げれば、国際的に今世界各地でさまざまな新しい秩序を求めた動きがございますから、どこで何が起るかかわらない、まあ少し乱暴な言い方でございますが、そうおつしやる方もおられる状況下で、邦人救出のための法律を一日も早く整備をしておくとすることは重要だというふうに考えておりました。この時点では、現在の政府案はまことによい法律案だというふうに考えております。

○上田(勇)委員 私も、この法案がもう長期間にわたりまして審議がされながら成立していないという点で、早期成立を図つていかなければいけない

ということには全く同感であります。先ほどちょっと引用させていただいた中で、どうしても最大譲れない点がありますと言われておるのですが、そこはクリアできたと考えているのでしょうか、どうなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 国会で法律を通すためには、賛成者が過半数いなければ基本的に通らないわけでございますから、どんなにいい法律案を提案したとしても、それは主張はできますけれども成立は見ないということでございます。

自由民主党は、当時提案した案が最もいい案だということでも皆さんに説明をさせていただいたわけですが、その結果過半数の支持が得られなかったということでは、次善の策を選ぶということになるのはやむを得ないことかと思つております。

○上田(勇)委員 それでは、今回審議されている法案そのものは当時の細川連立政権のもとで閣法として提出させていただいたもので、そのときには、引用させていただいたようにどうしても譲れないという点があるということで、結局は成立を見なかったわけでありまして、今回そういう形で若干その考え方が変わつていく過程については十分理解しがたい面もありますが、とにかくこの一年以上に及ぶ審議、やはり早期成立させることが最優先であるというふうに私も同感するところでございます。

ちょっとこれは、先ほどの河野外務大臣の御答弁の中で、今回自衛隊機を派遣するに当たつて閣議決定を要するケースとしまして、他省庁の協力があった方がよい場合という御発言があったと思ふのですが、これは、邦人救出について他省庁の協力というのはいかほどかというのとはちよつと想定しにくいのですが、具体的にはどの省庁にどのような協力を仰ぐのか、ちよつと御所見をいただきたいと思います。

○河野国務大臣 どこでというケースが起るかかわらないということを考えて申し上げたわけでございます。

ちなみに、例えば運輸省との協議ということも場合によってはあるかもしれませんが。世界各地でどんな場面での状況が起るかわからないというところを考慮して申し上げたことで、今どんなケースかと言われて、具体的なケースをちょっと思いつくものがないことを御勘弁いただきたいと思っています。

○上田(通)委員 もう時間でありまして、質問を終わらせていただきますが、ちょっと私の理解としましては、この邦人救出に当たりましては、防衛庁長官の決定、外務大臣との協議ということと遂行されると思つていたわけでありまして。どうも海外の邦人救出にいろいろな役所も一緒に参画するということなところというのは、それはもちろん騒乱の海外の地域でありますので、まことに想定しがたい点であると思つています。いろいろなケースも考えられると言つたのですが、今の発言で運輸省が例えはそういうところというふうな関与を持たれてはいるのか、ちょっと納得しがたい点がありますので、例えば海上保安庁のことを想定されているのか、ちょっとよくわかりませんが、その点ほかの省庁もどういふ感じか、例えば災害だとか騒乱の地域ということでありまして、どういふような可能性があるのかだけ再度伺ひしませて、質問を終わらせていただきます。

○河野国務大臣 例えは、厚生省と協議をして医師の協力を得るといふようなこともあるかもしれませんが、その他、あらかじめ想定できるものであれば今からやつておけばいいわけですが、あらかじめ想定できないような問題が起つてくる、そういう場合を考えて申し上げたわけでございます。

○上田(勇)委員 それでは、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(赤松(正)委員 委員長代理退席、委員長着席)

○近藤委員長 東中光雄君。

○東中委員 外務大臣にお伺いするのですが、外務省の最も重要な任務の一つは、海外における邦人の生命、身体及び財産を保護することだといふ

こと、外務省設置法にもあります。それから、海外において治安状態が悪いとか邦人に危険が予想されるような場合には、その保護をするために外務省としては外交保護権を行使して相手方の政府と交渉する、相手方の政府が生命、身体、財産の保護に第一義的に尽くすようにする、それを具体的に要請するというのが設置法にも書いてある任務だと思つていますが、本件の場合には、そういう要請をしても、要するにちゃんと生命、身体、安全が保護されているということだった場合はそれでいいわけだが、なお生命、身体その他の危険があるというところを外務省として認めた場合にこの救出という措置に出るのじゃないかと思つて、相手方の政府に邦人の保護を保護権を行使してやらせること以上に危険な状態が起つたときというところとじゃないでしょうか。外務大臣が要請されるあるいは依頼される、輸送を依頼される前提条件というのはどういふ状態なのでしょう。

○河野国務大臣 いろいろなケースがあるのだろうと思つています。東中議員が想定しておられるような場面というのは私にはよくわかりませんが、それは以前にも議論をしたことがあったかと思つていますが、それは、例えば自然災害だつてあり得るわけでございますし、さまざまな問題があるだろうと思つています。

さらに私も考えておりますことは、問題があれば、一番最初はどこにか何かそういう状況が発生することを予知して、できるだけ自分自身で安全対策をおやりくださいといふようなことから始めて、やはりこれはできるだけ早く避難をしてほしい、定期便の切符を買つて飛行場で飛行機に乗つて早く出てくたさい、もう出た方がいいですよ、あるいはもう急いでくたさいといふようなところから、御注意を申し上げるところから始まつて、いろいろな段階があるのだらうと思つて、それらの措置はできるだけ早い方がいいわけ、おくれおくれ最後の、だれと交渉すればいいかわからぬ、交渉相手にその能力があるかどうかかわからぬといふようなところまで本来は行かずに作業

ができることが望ましいのではないかと思ひます。

○東中委員 いや、私のお伺ひしたいのは、一般に災害があつたあるいは治安が乱れたということと邦人の生命、身体がそのままだけは危険だということ、普通はそういう状態が起つたら、外務省としては当該政府に対して保護をちゃんとやつてほしい、具体的な措置をせよといふことを要求しますよね、向こう側で、だから、それでちゃんと守られるといふことがあれば問題ないわけだけれども、紛争が激化してくるとか、テロが非常にふえてくるとか、邦人の生命、身体が危険に侵されておつて、相手方の政府に言うておるだけではないかぬので、だからなるべく早く避難しないといふところから、あるいは飛行機を出して輸送する。だから、相手方政府の措置だけでは守られ得ないような状態、そういう事態が起つていて、緊急事態といふか、そのときに退出といふ問題が起くるのではありませんかといふことを聞いておるわけですか。

○河野国務大臣 基本的にはそのとおりだと思います。ノーマルな状況で避難や何かしがしにくくなるという状況があると思ひます。

○東中委員 だから、相手国が第一義的に海外におる邦人の保護をやる、こちらが要請もする。それをやるのが国際法上の義務といひますか、あるわけですから。ところが、それに任せておけないといふような異常事態が起つてくる。相手国の政府の行動だけではだめだといふので、それが天災の場合もあるでしょうし、あるいは騒乱の場合もあるでしょうし、それから内戦の場合もあるだろうし、要するに緊急の事態だ、そのままで置いておけぬといふときに要請をするわけですね。

それで、なるべく早く、安全を見越して早くやればよいといふことなのですが、この今度の法律によれば四段階になつていふように、提案された当時の中西防衛庁長官は答弁もされていふので、第一段階は、民間定期便による自発的な避難を促す、退避を促す。それから、民間定期便等の利

用が困難な場合に民間のチャーター機を派遣する。チャーター機を派遣するといつても、いろいろ向こう側が不安な状態が多くなかなかすぐ行けないといふ、サイゴンときはそうでしたから、困難な状態がある場合には政府専用機を派遣するものとするといふふうな条文になつていますね。その政府専用機を派遣する条件とするのだけれども、それでもいろいろな施設の条件とかいろいろあつて、難しいときはその他の、要するにC130とか、文字どおりの軍用機を派遣する、こういう四段階になつていふようであります。趣旨説明にそう書いてあります。防衛庁長官は、派遣要請があつた場合に、派遣するについてはそういう段階を踏むといふふうな中西さんは答弁をされたのですが、現防衛庁長官としてはいかがですか。

○玉沢国務大臣 全く同じでございます。

○東中委員 それで、中西防衛庁長官はその当時、完全に安全だつたら民間定期便でやる。それから、やや降りがあつて、薄目、薄目の安全といふときは、政府が民間機をチャーターして行つてもいい。それでもだめな場合、ぎりぎりもう一度安全を確認して、まあ何とか行けるだらうという判断があつた場合に、だからもう大分安全とは言えない、まあまあ安全だといふことになつたら、ぎりぎり何とか安全だといふことになつたら、そのときは政府専用機なりあるいは軍用機を持つていくんだといふことなのですね。

在外邦人の生命、身体、安全を保護するのには、向こうの政府でやるんだ、しかし向こうの政府でやつただけではどうもうまくいかぬ、まだ危険があるといふことで民間機で退避あるいはチャーター機でやる、いよいよ危ないぞ、何とか安全を確認できるというところで送つていくのが軍用機だ、こういうふうな説明されていふのですが、防衛庁長官、玉沢さんも同じですか。

○村田(直)政府委員 法律の建前として、安全の確認につきましては、まず外務大臣が、防衛庁長官に在外邦人等の輸送の依頼を行うに当たりまして、現地公館長からの報告、他国の輸送機の

運航の状況等を踏まえまして、派遣先国の空港及び航空機の飛行経路が安全か否かの判断を行う。また防衛庁長官は、当該輸送の運航責任を有する者であるため、このような立場にある者としての専門的見地から、運航の安全が確保されるか否かの判断を行う。この場合には、外務大臣の判断を踏まえた上で、さらに空港の滑走路の状況や飛行経路上の航空保安施設の機能等の面から安全性に判断を加え、両者の安全の判断が一致した際に運航を行うということでございまして、グレーゾーンである安全とか、それからぎりぎりの安全とかというものが表現上よく理解しにくいわけでございましてけれども、いずれにしても、輸送の目的が海外における邦人を安全な場所に退避させる、輸送するというところでございまして、そのような意味で安全が充足されているという判断の上で行われるというふうに考えております。

○東中委員 ぎりぎりの安全とか薄目の安全とかというのは私が言ったのじやないのですよ。防衛庁長官がこの委員会の審議の中で、担当がだれであつたかというよりも、防衛庁長官の公式の答弁なんですよ。だから、そのときも私やかましく言いましたよ、そんなややこしいことあるかと。だから、安全というのは一体何なんだと言いましたが、しかし、薄目の安全、あるいはぎりぎりの安全ということを言われた。その中西防衛庁長官の発言は、玉沢さんはどうです。あれはおかしいということですか。今の政府委員の答弁じや、そんなの、どういう意味かわかりませんんというようになことを言っていますけれども、防衛庁長官の公式の答弁を何ということをやったんだね。ちよつとはつきりしてください。

○河野国務大臣 依頼をいたしますのは外務大臣でございまして、私から御答弁を申し上げたいと思ひますが、私は、航空機で邦人を輸送する場合に、安全であるということがどうしても必要要件であらうと思ひます。

しからば、民間チャーター機と政府専用機とはどこが違うのかということでございしますが、私ど

もは、さつき議員がおっしゃいましたように、当該地域の邦人の安全のために、まず在外公館を中核として最大の努力をいたします。しかし、どうしても安全な場所に輸送する必要があるということであれば、まずは定期便に乗って動いてほしいという勧奨をするわけでございまして。しかし状態が、どうもぐあいが悪い、つまり切符がとれないとかなかなか適当な便がないとかいう状況があれば、民間チャーター便について検討をするわけでございまして。これは別にその安全度がどうということではなくて、適当な便がなければチャーター便を、早期にチャーター便を依頼をするというところは一つの我々の責任だということに思っているわけですね。

しかし、そのチャーター便といっても、民間機には民間機で飛行機のローテーションもある、なにもあるということに仮になったといたしますと、我々は政府専用機について考え、政府専用機をもってこの作業に当たるといふことになるだろうと思うのです。しかし、政府専用機といつても、御承知のとおり、滑走路の長さとかなんとかというまた物理的な条件も出てくるということもあるかもしれません。

いずれにせよ、私も、邦人を安全な場所へ輸送するというこのために最大の努力をするということが必要だといふふうに思っております。そして、そういう場面に、我々は防衛庁長官に依頼をして協議をさせていただくということになっております。

○東中委員 安全が確保されていると認められるときに防衛庁長官は出ず、こうなっているんですね、外務大臣と協議をして、だから、安全を確保されているといふように防衛庁長官が認めるという事態がなければ出さなないといふのがこの法律だ、こうお聞きしました。

ところが、この法律について、自衛隊機が、その他の航空機が行く場合は当時の中西防衛庁長官はぎりぎりいっぱいの安全のときに行くんだ、こういふことですから、非常に危険度が高いところへ

行くんだということも言われておるので、そういう答弁は違うんだということですね。だから、サイゴンが陥落するんだという、あれは四月二十五日でしたか、二十九日に退避命令を大使が出している。あの陥落する日の後になっていいますね。そういうところへ軍用機を送っていくということではないんだ。ところが宮澤さんは、最初の提案のときには、そういうときに行くんだということを答弁もされたことがあるんです。

だから、この点は今言われているとおりだ。だから、紛争地域、特に戦争の紛争ですね、そういう地域は安全が確認されない状態では行けないということをおなた方は言われている。実際上それを守るか守れないかという点について言えば、私たちはそういう形で実際上発展してきているということをおなた方は思っています。

時間があるんですけど、もう一つお聞きしておきたいのですが、平成五年の十一月五日に「在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機の使用について」という閣議決定がなされました。この第六項であります。こういうふうになっているんですね。「在外邦人等の輸送のため使用される航空機の安全が確保されない場合には、当該輸送を実施しないこと。また、派遣先国内において、在外邦人等の生命、身体、当該輸送に係る航空機等を防護するために、武器を携帯し、使用することはない。」要するに自衛隊法九十五条の適用はない、こういうふうになっているわけですね。それはなぜかと言え、邦人のために使用される航空機の安全が確保されているときに行くんだから、確保されていないときには行かないんだという前提になっているわけですね。

ところが実際は、紛争が起こってそこにおけると危険だからよそへ輸送するわけですからね。邦人は紛争中で非常に危険な状態にいる、相手国に任しておけない状態があるといふことで行くんだから、これ自体が、今言われているように安全が完全に確保されているんだから、それは要ら

ぬでしよう。しかし、安全が確保されていないから行くんですからね。だから、邦人の生命、身体、安全が確保されていないから輸送するんだから、その現地へ行く飛行機にとつても、安全が確保されていないという状態があり得るわけですよ。だから、ぎりぎりの安全という言葉も出てくるわけですよ。そうすると、戦闘機の護衛は安全を確保しておるときは必要ないんだと言っているんですが、ぎりぎりの安全で、安全が必ずしも確保されないときは九十五条の適用を排除してないから、だから九十五条に基づく自衛隊の派遣ということが、戦闘機の護衛ということがあり得るということになる。

それからもう一つは、向こうでの飛行機の安全が損なわれるときに防護するための武器を携帯し、使用することもあり得るという論理的な筋になるわけですね。閣議決定でそういうことはいないとされているけれども、そういう事態が論理的には起こるわけで、これは九十五条の適用を排除しなかつたことによつてこういうことをわざわざ閣議決定した。しかし、その閣議決定とは違つたように法律は動いていく可能性がある。というのは、九十六条について言えば、九十六条の適用の排除はしていないから、だからこの閣議決定でも、在外邦人等の輸送のために使用される自衛隊の航空機内における不測の事態に備えてけん銃を警備員に持つていかせる。この不測の事態というのは、救援に行く飛行機の中でハイジャックがあるといふことの不測の事態なんですよ。もう恐らくそれは万々が一つのことですよ。それに備えてけん銃を持つていくんですよ。安全が脅かされているから、ぎりぎりいっぱいの安全で行くときというのはもつと蓋然性が高いわけですね。

こういう九十六条も九十五条も適用を排除してないといふことによつて、危険だからということとで戦闘機の護衛あるいは武器の使用ということも法律上はあり得るというふうになるわけですが、法律の規定の論理的なこととしてあり得るというふうになるわけですが、時間ですから、それをお聞

きて終わります。

○村田(直)政府委員 お答えいただく前にまず事実関係から申し上げますと、まず常に航空機が救出に行くときにその治安が乱れているから安全じゃないんじゃないかという御指摘でございますけれども、ある地域でそういうような状態、ここの言うような保護を必要とするような状態が起つておつても、他の地域においては比較的静ひつであるという様な状態ということはある得るわけでございます。そういうところに自衛隊機、政府専用機が飛行していきまして、それから、そこまで移動してきた邦人の輸送に当たるということとは考えられるわけでございます。行くところ必ず危険であるという様な状況が予想されるわけではなかつたとも考えております。もちろんそういう場合もあるかと思つております。そういう場合には、安全の確保に十分留意をして、以上輸送は行わない、見合わせるということもあろうかと思つております。

それから、自衛隊法九十五条の武器防護のための武器の使用でございますけれども、これにつきましては、先ほど先生御指摘のとおり、安全の確保が前提となつておりますので、この任務付与を行わないということを開議決定しております。また、九十六条のけん銃の保持につきまして、また、九十六等の事象ということが万々一考えられますので、その警務官の使用するための武器としてけん銃に限るということを開議決定したわけでございます。

そして、これらの規定について、それでは排除規定、要するにそれは使わないんだという適用排除の規定を置くべきではないかということにつきましても、これはこの前もお答えしましたけれども、特に積極的に法律上排除する理由もないというところで置かなかつたわけでございます。例えば自衛隊法九十五条に基づく武器使用が想定されてない自衛隊法の他の規定、土木工事の受託とか国賓の輸送その他ございますけれども、そういう規定においても九十五条なり、あるいは警務官の場合に九十六条の適用を排除してないという権衡上から、同条の規定の適用を排除する規定を置かないこととしたということでございます。これはまた、前々から御答弁しているところでございます。

○東中委員 終わります。

○近藤委員長 山崎拓君。

○山崎(拓)委員 去る十月二十一日にジュネーブにおきまして、北朝鮮の核開発問題と米朝関係改善問題を一括して解決いたしますための包括合意文書が米朝と北朝鮮の間で調印されました。直ちにこの合意が発効したということでございます。このたびの米朝合意を北東アジアの平和と安定の確保の見地からどう評価されるのか、この点につきまして、外務大臣並びに防衛庁長官に一言ずつお伺いしておきたいと思つております。

○河野国務大臣 山崎議員御指摘のとおり、今回の米朝協議の合意は北東アジアの安全のために大きな意味を持つていきたいと思います。

北朝鮮の核開発疑惑に對しまして、北東アジアの国々は大きな懸念を持っておりました。もつと言へば、それはただ単に北東アジアにとどまらず、国際社会が望む軍縮、核不拡散の方向とは全く違つた方向でございまして、国際社会にとつての懸念でもあつたわけでございます。この懸念が今回の合意によりまして払拭される道筋ができたという点に對しては高い評価を与えていいかと思つております。

○玉沢国務大臣 今回の米朝合意は高く評価する必要があります。その合意が誠実に実行されるように、今後我々もアメリカ、韓国とともに努力していかねばいかぬ、このように思つております。

○山崎(拓)委員 本日この審議の中でしばしば指摘されましたが、我が党が、細川内閣が誕生いたしました後、政府案の提出に先駆けまして自民党案を本委員会に提出いたしましたことは事実でございます。そのときの情勢は、朝鮮半島が非常

に緊迫した情勢であつたということがございまして、したがって、もし政府案どおりとした場合には、起こり得る事態をいろいろと想定いたしましたときに、果たしてこの運用だけで十分適切な対応ができるかという点について我が党内にいろいろと議論がございまして、あえて我が党案を提出いたしました次第でございます。

しかし、六月の十六日、当時存命であつた金日成主席とカーター元大統領との会談が行われまして、そこで事態解決の新しいイニシアチブが生まれたわけでございます。その将来について私ども大きな期待をかけまして、米朝間における交渉が再開されてこのたび調印されました場合に、朝鮮半島の情勢は一変するものと、先ほど両大臣から御認識が示されたのでございしますが、そのことを期待もして、またそういう点も含めまして、この政府案でとりあえず危機管理体制をつくることと政治的判斷として賢明であると考えたことによりまして、さきの臨時国会で、我が党が政府案の継続、自民党案の取り下げをいたしました次第でございます。

私がただいま申し上げましたような朝鮮半島情勢と本案とは無縁のものではないという認識を私は持つておるのでありますが、玉沢防衛庁長官、その後、ペリー国防長官とも会談をしておられまして、その際に、今後の朝鮮半島情勢についてあるいは日米韓で今後どういう対応をやっていくか話し合いが行われたと聞いておりますが、要点だけちょっとお願いいたします。

○玉沢国務大臣 まず私の方からは、ペリー長官に對しまして、米側が米朝会談におきまして大変な努力を行い、粘り強い交渉の上に合意に達したという点に對して敬意を表する、こう申し上げました。ペリー長官の方からは、今回のこの合意はやはり日米韓三国の協力が非常にあつた力があった。こういう認識を示し、同時に、これが実施をされるという上におきましては、今後も日米韓三国のパートナーシップというものが必要であ

る、それをより高めながらこれから合意実施のために努力をしてまいりたい、こういうお話でありました。

それから、朝鮮半島につきましての軍事的な面でございますけれども、米朝としましては、在韓米軍の削減は考えておらず、即応性の維持や合同演習の重要性について韓国側に説明したこと、及び北朝鮮が前方に展開している兵力の削減は全く行われておらず、その意味でも日米の安保関係は重要である、こういう認識も示されました。

さらにはまた、中国の關係でございまして、中国側がみずからの軍勢力等につきまして、近隣諸国に必要以上の脅威を与えないようにももう少し透明性というものを明らかにしたい、こういうことを表明しておつた、それを日本の方にも伝えていただきたいという様な趣旨を言われたと伺いました。

以上であります。

○山崎(拓)委員 このたびの米朝合意は、北朝鮮における核開発疑惑に對する対処でございまして、この点について明瞭な展望が開かれたことは事実でございますが、北朝鮮における通常兵器については対象となつていないのでございします。あるいは、我が国に對しまして非常に大きな脅威をもたらすことになりましたノドン一号の開発等の問題でございますが、そういう問題は今回のこの米朝合意の枠外になつておるというのを考えました場合に、今後とも日米韓の緊密な体制、とりわけ米韓の今までの対処を引き続き維持するということが必要ではないか、かように考えますので、今後とも防衛庁長官として格別の御留意をお願いしたいと存じます。

そこで、外務大臣にお伺いいたしますが、村山首相は九月三十日の所信表明演説で、日朝正常化交渉再開への意欲を表明しておられます。そこで、本米朝合意の成立を日朝正常化交渉の再開の契機とすべきではないかと私は考えるのでございします。その点、外務大臣、いかがでございますか。

○河野国務大臣 本来我が国と地理的に極めて近

いところに存在をするものでございますから、当然話し合い、ひいては正常な話し合いができることが重要であろうと思います。しかし、一時は話し合いが持たれておったわけでございますが、その話し合いも途絶えて今日に至っているということは、決していいことではないと思います。

我が国としては、北朝鮮が望むならこの話し合いは行われてしかるべきものだというふうに考えておりました。今回の米朝合意によりまして、いわゆる核開発懸念というものがともかくにも解明の方向にその道筋ができたということは、日朝の話し合いの間にある障害の一つが少なくともなくなったというふうに考えていいと思います。まだまだ日朝の間にはいろいろな問題が正直ございます。しかし、そういう問題は話し合って解決の糸口が見つかるものであって、沈黙のにらみ合いではそうした問題解決の糸口は見出せないわけでございますから、正常な話し合いに向けてこれが一つの契機となるなら、それは大変結構なことだというふうに思います。

○山崎(拓)委員 外務大臣も認識を示されましたが、九二年の五月の第七回交渉で、日本側は、核問題の解決なくして国交正常化は困難であるという主張を行っております。その点が、このたび一応の道筋が示されたということで、国交正常化交渉を再開する非常に有力な条件ができたと考えます。ただ、中断をいたしましたのは、第八回交渉、九二年の十一月でございますが、これは李恩恵問題にしまして、北朝鮮側が一方的に、これはない問題を取り上げるなということでございます。うが、交渉を打ち切ったということでございます。そういう経緯にかんがみまして、李恩恵問題は交渉再開の条件とはしないと官房長官が述べられた由、けさ報道になつておるわけでございます。しかし、問題は明らかに存在しておるわけでございます。この問題に対する外務省の、再開問題と李恩恵問題との関連についてどういうふうに整理されているのか、伺っておきたいと思ひます。

○川島政府委員 お答え申し上げます。

基本的な姿勢といたしましては、仮に日朝国交正常化交渉が再開された場合には、双方の日朝双方にとつての関心事項について率直に話し合うことが重要であろうというふうに考えております。

それで、今お尋ねの李恩恵の問題でございますけれども、日朝の話し合いの再開はこれは無条件で応じる用意があるわけでございますが、他方、逆に北朝鮮の方から条件をつけられて、例えば李恩恵の問題は日本は絶対取り上げないとあるいは核の問題は一切取り上げないと、そういう条件をつけられてそれを受けて話し合いに臨むということではないのか。つまり、話し合い自体はこちらは無条件で受け入れ、向こうの方から李恩恵は取り上げないという条件をつけられるとすれば、それは受け入れる話ではないのではないかと。今の考え方でございます。

ただ、仮にそういうものと交渉が再開された場合に、具体的にどういうふうに取り上げるかと、その辺はまだきちんと整理したところまでいっておりません。

○山崎(拓)委員 日朝交渉の開始の端緒になりましたのは、三党共同宣言、九〇年の九月二十八日でございますが、これもけさの報道でございますが、昨日の政府・与党の責任者会議ですか、その場において与党訪朝団を構成して、近い将来に北朝鮮を訪問せしめて、交渉再開のきっかけとするという構想が合意されたやに聞いておるわけでございます。

この点について、私は若干の懸念を持っておるわけでございますが、その三党、私はたまたま六月に訪朝いたしましたときに金容淳労働党書記と会談いたしました。その席で、金容淳書記の認識の中に、いわゆる日朝交渉は三党共同宣言を踏まえて行ふべきだという点が示されたわけでございます。そのときの当事者が自由民主党と社会党でございます。このたび、さきがけが入っておりますけれども、与党三党でメンバーを構成して行くということになれば、これは三党共同宣言との

関連が出てくるなということを私は正直懸念いたします。そういう次第でございますから、与党訪朝団が参りますことは大変結構なことだと私は思いますが、これは明確にメンバーは一新すべきであると考えます。

それから時期でございますが、この時期といたしましては、それだけの大型訪朝団が行くということになれば、金正日指導体制というものが確立された時期を選ぶべきである。その時期はいつごろになるのか、見通しがあれば教えてもらいたいと思ひます。

以上、与党訪朝団の構想につきまして、外務大臣、どういうお考えをお持ちされるか、伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 昨日の政府・与党首脳会議でその問題について出席者から意見が出たようでございます。しかし私は、実は昨日の政府・与党会議に出席しておりませんので詳細承知しておりませんが、その手の話がなされたということは聞いておりますが、その結果、具体的にどういうふうに行うというふうな決まったということはないようでございます。

それで私は、国交の問題について最終的に責任を負うのは政府である、これはもうそのとおりだと思ふのですが、問題は、そういう環境づくりをするといひますか、あるいは国交のない国でございいますから、議員外交というものが一つの役割を果たすということもまた、かつてもございましたし、今あつてもおかしくないと思ひます。しかし、今山崎議員御指摘のような問題がいろいろあるということも忘れてはならない、十分考えなければならぬ問題だということに私も思ひます。

○山崎(拓)委員 今外務大臣から問題なしとしないという御発言がございましたが、これからの日朝正常化交渉は、過去の経緯は当然踏まえるべきではございませんけれども、その中で、譲ることのできない面もその中にはたくさんございまして、その点十分注意してこれからの再開に当たってもらいたいということをお願いしておきたいと

存じます。

それから、このたびの合意を見ておりますと、これは核問題解決の日程表なんですね、この合意が確実に履行されるということが肝心なんでありまして、そのための監視と検証が必要であると考えますが、その点について、我が国としてどういう対応を行われるお考えがあるか、承りたいと思ひます。

○川島政府委員 御指摘のとおり、これは将来九十年間十年間にわたる段取りでございます。要は、そのとおり進まなければ問題の解決にはいかないということでございます。

それで、この話し合いの過程で非常に基本的な問題になったのは、必ずしも相互信頼関係がまだできていない両当事者間で、お互いにとつちが先にどう物理的に動くかということでございます。

つまり、逆に北朝鮮側からいへば、例えば黒鉛原子炉なんかを最終的に廃棄するということがなっておりますけれども、それは、余りに早く廃棄した後で軽水炉の方は供与はやめたと言われたら困るし、逆にアメリカ側から見れば、軽水炉を上げた後で実は黒鉛原子炉とかみんな残つてしまつたら何のために上げたかわからない。そういう両方に、お互いに取りつばぐれないといひますか、どういふふうな段取りで進めていくかということが話し合いの大変重要な部分だつたと承知しております。

それで、いずれにいたしましても、最初の段階はまず、国際的な枠組みをどうつくるかという準備が進む一方、北朝鮮の方はその間、黒鉛原子炉の建設を全部とめるとか、再処理施設を全部凍結するとか、既存の動きを全部とめてしまふ。そういう中で軽水炉の、どういふふうな動かすかという国際的な動きが始まるというのが最初の段階で、そうやってだんだん九年后には北朝鮮側は黒鉛原子炉とか再処理とかは全部壊す、それで一方その段階では軽水炉がで上がる、こういう段階で承知しておりますが、立ち上りの段階で国際的な、コンソーシアムといつておりますけれ

ども、それをどうつくっていくとか、その辺は非常に早い段階から具体的に動かさなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○山崎(拓)委員 今川島局長が言われたコンソシアムの関係ですが、これは軽水炉への転換資金だけで、それ以外もあるようでございますが、四十億ドルだとされております。これの負担につきまして随分と報道がなされておりましたが、我が国は約二割を負担するんだということが、既に外務省からいろいろな形でそういう考えが出てきておるということを聞くわけでございます。

この点につきましては、やはり金額が巨額でございます。後藤田さんの「政と官」という本の中で国民同意という言葉を使っていたが、あの種のものが必要じゃないかと私は考えるのです。そういう意味において、今のようにアメリカが、もうこれは提出しないんだ、まとも役なんだから国内法の関係もあって自分の方は出さない。韓国は自分の炉を提供する関係があつて七割とか四分の三とか負担するんだ。それから、欧州各国の関心は非常に薄くて、コンソシアムに果たしてどれくらい参加するのかわからない。いろいろなことが言われているわけですが、事実はどうなのか、この際お伺いしたい。

○川島政府委員 答えいたします。巷間四十億ドルとか伝えられておりますけれども、これは、額が確定するのは、まず事前にどういうところにどういふものをつくるかという調査を相当しなければ確定しないわけでございまして、通常この手のものと四十億ドルくらいかかるといふ過去のケースに基づいた数字がひとり歩きしているだけで、実際には全く決まっております。それで、具体的にこの軽水炉転換のために関係各国がどういふような貢献をしていくか、負担になるかという点につきましては、これからまさに我が国、米国、韓国あるいはその他関係各国とともに検討、協議を行わなければならないわけでございまして、現時点では全く決まっていないとい

いう状況でございます。ただ、韓国は本件を動かしていくに当たって中心的な役割を果たす用意があると言っておりまして、それが、ですから八割とか九割とかいふ報道につながっているのだと思ひますが、これも具体的に何割というふうな話をしたことはないというふうに承知しております。それから、日本でもございましてけれども、日本といたしましては、核兵器開発問題の解決が保証される、それから原子炉の安全性の確保とかいろいろな条件が満たされるのであれば、国際的な支援の枠組みに参加して応分の協力を打って出していく用意はあるというところまでは姿勢を打ち出しておりますけれども、その中で具体的などうやるかということとは全部これから話でございまして。

○山崎(拓)委員 全部これからということでございますが、いずれにいたしましても非常に巨額なものになる。加えて、燃料棒の第三国移送の問題あるいは燃料棒の処分あるいは黒鉛減速原子炉の解体等に関する費用負担もこのコンソシアムでやるんだという構想であるやに承っております。そういうことになれば、非常に巨額なものになる可能性はある。それから、重油の供給についてもこの中でやるという話もある、その辺事実は知りませんが、そういうことになりましたと、これは北朝鮮に對する非常に大きな支援体制をここに組むということになります。その中で我が国が一定の役割を果たすというところはあり得ることでございますけれども、しかし、日朝国交正常化交渉がこれから始まるということになれば、必ず請求権の問題が出てくる。その請求権の問題の中でこの協力についても処理した方が国民同意が得やすい、私はこういうふうに考えておりますが、いかがでござい

ますか。

○川島政府委員 答え申し上げます。請求権の問題は、過去の日本による朝鮮半島統治に起因する日朝間の問題なわけでございまして、一方、軽水炉転換の問題は、北朝鮮の核兵器開発問題の解決のための方策の一環ということで、こ

れは国際的な枠組みで行う事業の参加をどうするかという問題でございまして、この二つの問題は性格が若干異なる面があるのだらうと思つております。

そこで、この二つの問題の整理でございましてけれども、請求権の問題はまず正常化交渉において話し合われるべき問題でございまして、先ほどから話もありませんように、正常化交渉がまだ再開されていない段階で、とても請求権問題の処理自体について解決のところで話がいつておりました状況でございまして、他方、軽水炉転換の参加にいたしまして、これは一体どういう形になっていくかという、これはまた具体化されていない現状でございまして、この二つをどういふふうに整理するかという点については、若干まだ不確定要因と申しますか、見えていないところが多過ぎるものですから、今の段階で確たることはちよつと申し上げられないと思ひます。

○山崎(拓)委員 請求権の問題と本問題、軽水炉提供の問題とが別枠組みであるというところは私もよくわかるのです。よくわかるのですが、どうしてこの問題が発生したかという点になれば、北朝鮮が核開発疑惑を起したから発生したので、これは我が国の隣国として安全保障上の非常に大きな問題になつておるといふことなすね。問題を惹起しました原因は北朝鮮側にあるのでございまして、この解決は北朝鮮自体で本当はやらなければならぬ、それを国際的支援のもとで、NP体制の堅持ということがございまして、これをやるんだということでございます。

そういう問題の所在からしまして、これは我が国として今後北朝鮮に對しまして、コンソシアムが動くんだから自動的にその中にビルトインされて交渉を行つていくという、何と申しますか、この言葉は慎むべきでございまして、対米追隨的なあり方と批判されやすいやり方ではなくて、当然のことながら日朝国交正常化交渉と並行してこの作業に我が国も参加すべきである、このように考えております。国交正常化交渉は再開されない、

しかし軽水炉支援等々はアメリカ主導でコンソシアムで行われていくということで我が国の立場が保てるのかということを考えると、私は異論なしといたしません。したがって、私は、並行して行われるということ、できればその中で一体となつて問題が処理されていくということを強く望んでおきたいと存じます。

それから、時間が参りましたので二点だけ簡単に伺つておきたいと思ひますが、我が国の最大の関心事はいわゆる特別査察の問題でございまして、未申告の核廃棄物関連二施設の特別査察の問題。このたびの合意文書には特別査察を指す直接的な表現がございせん。非公開の附属文書に明記されているということでございますが、その事実関係はどうか。

それから、仮にこのとおり進んだとしたしましても、この特別査察が実現をいたしますのは五年後ということになる。その間IAEAの保障措置協定不履行状態が続くのだということになる。これは、このIAEAの査察を受け入れている加盟国との間に重大なアンバランスを生ずるのじやないか、そういう点も懸念されるわけでございまして、その点についてお伺いしたいと存じます。

それからもう一点、燃料棒の抜き取り搬出問題でございまして、これまた国内保管の認められている期間があつて五年間ということになるわけでございまして、その間再処理の可能性はないのか。再処理の可能性があるとすれば核カードを持ち続けるという点になる、そういう問題もあるわけでございまして。

以上のような我が国が最大関心事としていふ点について、外務省はどのように考えているか、お伺いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 私からちよつと前段だけ所見を申し述べさせていただきますと思ひます。山崎議員は、この米朝協議の合意を受けて日朝の国交正常化が並行して進むということが望ましい、そしてその中で、軽水炉支援、その他の話と一緒に進んでいくことが一番理解しやすいのではない

いか、そういう趣旨の御発言をなさったと思いますが、私は実はそこでぜひお考えをいただきたいと思いますが、軽水炉支援というものは、やはり先ほど政府委員が答弁申し上げましたが、少し性格を異にしているという点にぜひ御理解をいただきたいと思います。

それは、確かに核開発疑惑は北朝鮮が引き起こした国際社会の大きな懸念でございます。しかし問題は、北朝鮮が核開発疑惑というものを惹起いたしましたが、その核開発に対する疑惑を取り除く一つの方法は、NPTに戻ってIAEAの監視下に入るということで本来はいいわけでございます。今回の米朝協議はそれを越えて、まだでき上がっていない、建設中の黒鉛減速炉も壊してしまえ、現在ある五メガワットのものも凍結をして、これも最終的には壊してしまえ、こういうことを言っているわけです。

本来は、そうしたものがあってもNPTに復帰をしてIAEAの監視下に入れば、それは理屈からいえばやっていけないわけではない。しかし多くの国から見ても、やはり黒鉛減速炉というのはプルトニウムの、つまり、核兵器をつくるためのプルトニウムの産出量が多くなるということから、これらを全部壊してしまえ、そしてそういうものができにくい軽水炉にかえろということを米朝協議でアメリカ側が提起をして、最終的に北朝鮮もそれを了解したわけですね。

つまり、黒鉛減速炉をやめて軽水炉にかかわるといことは、NPTに復帰をしてIAEAの監視下に入れたという、他国が透明性を確保するためにやっていることを越えて、つまり黒鉛減速炉をやめて軽水炉型にかわれという要求をして、そしてそれをのんだ以上は、そこは別に、そういう要求を受けてかわるわけですから、要求をした方が軽水炉をつくってくださいよ、そうすれば自分たちは黒鉛減速炉はやめます、こういう話し合いがあったに違いないわけです。

そこで、そういう要求をした側とすれば、それはこちらが支援をいたしましょう。またそこに交

代するまでの間、とにかく一時は凍結をして、新しいものができるまでの間は代替エネルギーを、ではどうすればいいのかわ、それもこちらで代替エネルギーの提供もいたしましょう、こういう話。これらはあくまでも核開発の、何といいますが、核開発があるのではないかとという疑惑に対して、それを完全に払拭するための作業ですね。信頼関係がちゃんとあれば、NPTに復帰してIAEAの監視下に入ればある意味じゃもうそれでいいということであつたかもしれないが、お互いにひとつひとつ包括的にこの問題を完全に払拭してしまおうということから包括的な作業をした。その包括的な作業の中には南北の対話まで入る、あるいは米朝の事務所の交換まで入るといふかなり大きな包括的な作業であつたわけですが、そこまでやつたということから来る支援であるということとを我々としては考えなければいけないのではないかと、いふに私は思っているわけです。

もし仮に逆の目が出て、この合意ができなかったとすれば、我々はやはり相当な作業をこれからまたさらにしなければならなかったに違いないということを考えますと、この合意というものはやはりそういう意味があるという点を理解しないといけないのではないかと、いふに思っています。

その後の問題は、政府委員から答弁をさせたいと思います。

○川島政府委員 最初、特別査察に関連をする御質問でございますけれども、米朝合意によりますれば、米朝は五メガワット実験炉から使用済み燃料を、軽水炉プロジェクト建設期間中に安全に貯蔵し、ああ失礼、燃料棒の話でございますが、北朝鮮の中で再処理を行わないということが合意されておりました、その間、再処理施設は凍結されて封印されておりましたので、そこから燃料棒からプルトニウムを抽出するということは物理的にできない段階になっておりますし、いずれそれを軽水炉の建設自体がある程度進んだ段階で外に搬出する、それまでの間保管ということ、その

ままいきますればプルトニウムを抽出する危険はないということになっております。

それから、私ちょっと混乱いたしましたけれども、特別査察の話でございますけれども、これは軽水炉プロジェクトの主要部分が完了して、かつ重要な原子力関連部分の搬入の前に、北朝鮮は北朝鮮におけるすべての核物質に関する北朝鮮の冒頭報告の正確性及び完全性の検証に関してIAEAと協議を行って、その後、IAEAが必要と考えるすべての措置をとることを含めて、IAEAとの保障措置協定を完全に履行することとされているということでございます。こういう書き方によつて、特別査察という言葉は使っておりませんけれども、事実上未申告の二施設に対する特別査察を含めましてできることになっているというふうに理解をしております。

なお、附属文書で秘密議事録云々という報道がございましたけれども、これは、非公開の部分については私どもの方として明らかにする立場にないことを御理解いただきたいと思います。

○山崎(拓)委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、外務大臣の御認識、NPT体制を堅持してIAEAの監視を受けることになった、それ自体はもう国際平和のために大変重要なことであると高く私も評価いたします。認識をともにするわけでございます。

ただ、軽水炉と黒鉛減速炉の関係ですが、これはアメリカが持ち出したという御認識を示されましたが、私は多分北朝鮮側のオファーであると思っております。あるいは両方であるかも知れませんが、黒鉛減速炉を廃止して軽水炉を導入するということは北朝鮮に大きな利益をもたらすわけでありまして、その軽水炉からプルトニウムを抽出しにくいという側面があることは事実でございますが、その点に余りポイントを置かれまして、これが北朝鮮に対する大きな実支援であるという点について、むしろ北朝鮮はそれを強く望んでいるんだという御認識を持ってくださるようお願いをいたします。

なお、特別査察とそれから燃料棒搬出の問題等につきましては、冒頭にお願いたしましたとおり、これから十分監視と査察の体制を、我が国としてもIAEAとあるいは日米間で協調体制をとるしながら持ち続ける必要があるのではないか、かように考えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○近藤委員長 堀込征雄君。

○堀込委員 本会議時刻も迫っていますから、簡潔に質問申し上げたいと思います。けさ以来、私も社会党に対していろいろなこの法案の経緯に対する御質疑がございました。しかし、私どもの党は、御存じのとおり、護憲を党是とする党であり、とりわけ平和問題や憲法問題やあるいはまた防衛問題の課題などについては極めて神経質なくらいに対応し、そういうことをまた重要視して活動してきた党であります。そういう中で、今回の法案につきまして、これを契機に自衛隊機が海外に出ていくのではないかと、あるいはまたこれを契機に自衛隊を海外に派遣をする突破口となるのではないかと、いふような懸念やいろいろな問題があつたことは事実でございます。しかし、率直に言つて、各党の皆さんの理解あるいはまたこの間の審議によつて、やはりこの法律が七十万人近くに及ぶ在外邦人の緊急事態への対応の法律だ、そしてそれ以上でもそれ以下でもないということが明らかになつてきたというふうに思うわけでございます。また加えて、各党の皆さんの理解によつて我が党の考え方も法案の中に相当程度盛り込んでいただいたことに感謝を申し上げる次第であります。

私は、今までの討議を再確認しようと思いましたが、この間の、けさからの質疑によつては、それぞれ危機管理の問題、あるいは安全確保の問題、あるいは派遣手続、派遣の機種、要員、そして携行武器につきましても機内安全のためけん銃に限るというふうなことで、おむね法案の中身について明らかになり、詰められてきた、こういうふうな思うわけでございます。したがって、この法

案について一つだけ確認をしておきたいことは、
こういう想定をされるケース、そして想定を超える
ケースというようなものも恐らく出るのであり
ます。しかし、どのようなケースにおきまし
ても、この対応はやはり、前々内閣ですか、平成五
年の閣議決定であります。この閣議決定の基本
方針に沿って法案成立後は対応されるということ
を私はまず大臣の方から御確認の答弁をいただ
きたい、こう思うわけでございますが、いかがで
しょうか。

○河野国務大臣 昨年十一月ですが、閣議決定が
行われたと承知をしております。先ほど来、政府
委員その他答弁をいたしておりますように、この
閣議決定というものは踏襲を、引き継がれるとい
うふうに認識をいたしております。

○堀込委員 ぜひ閣議決定並びにこの間の委員会
の審議の方向に沿ってこの法律の運用をお願い申
し上げたい、こう思うわけであります。

さて、防衛庁にお聞きをするわけであります。現
行の中期防衛力整備計画、来年でこれは一応終
了ということになるわけでありまして、総理の諮
問機関であります防衛問題懇談会の報告等によ
ると、防衛計画の大綱とかあるいは国防の基本方
針の見直しについても議論をされておる、こうい
うふうにお聞きをしておるわけでありまして、再
来年度以降の防衛力整備についてどのような検
討をされているか、あるいはある程度こういう方
向でというようなことがございましたら、簡潔で結
構でございますので、ここで明らかにしていただ
きたいというふうに思います。

○五沢国務大臣 現在の大綱にかわる新たな考え
方の骨格につきましては、先般、防衛問題懇談会か
ら御意見をいただいたところでありまして、政府
として新たな考え方をどのような形で取りまとめ
るかについては、新大綱を作成するか否かという
点も含めまして、今後政府部内で検討すべきもの
と考えております。

政府としての最終的な結論を得る時期につつま
しては、今後の政府部内での検討にもかかわるも

のであり、現段階で具体的に述べることは困難で
あります。

また、今後、新大綱というような形をとるか否
かという点も含めまして政府部内で検討をしてい
く必要がある、このように考えております。

○堀込委員 もう一点だけ、例のPKO法案の見
直しについて、先ほど外務大臣、お答えになっ
ておられました。やはり我が国の安全ということ
を考えますと、本体業務に加えて、冷戦後の国際
社会の動向などを眺めながら、どういう国連を中
心とした平和システムをつくるかというような課
題も検討されていかなければならない。先ほどの
答弁ではいろいろな、カンボジアとかモザンビ
ークだとか、経験を踏まえて検討されていく、こ
ういふことでございまして、一方で、PKF解除だ
とか、本体業務の解除だとか、あるいは別組織で
やったらどうかとか、あるいは自衛隊内に専門組
織をつくってやったらどうか、いろいろな考え方
が率直に言って当委員会でもなされましたし、出
されております。この来年のPKO法の見直しに
ついて、先ほど答弁ございましたが、もう一度
考え方がございましたら、お聞かせをいただきた
いと思っております。

○河野国務大臣 PKOにつきましては、国際社
会の中にもさまざまな議論がございます。我が国
よりもはるかにPKOに経験の深い国々からもさ
まざまな意見が出ております。そうした意見も一
方で聞き、やはり一方で我が国のPKO活動の経
験、そうしたものをきちんと踏まえて判断をすべ
きであろうと思っております。

カンボジア、モザンビーク、さらには少しあれ
が違いますけれどもザンビールにも今行っているわ
けでございまして、これらは皆、国際平和協方法
に基づいての作業、活動でございまして、こう
した人たちの貴重な経験というものがよく聞い
て、さらに政治的な判断というものがあつてしか
るべきというふうに思っております。

○堀込委員 時間が来たので、終わります。
○近藤委員長 次回は、来る二十七日木曜日午後

三時五十分理事会、午後四時委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時四十八分散会

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の

一部を次のように改正する。
第百条の七の次に次の一条を加える。

（在外邦人等の輸送）

第百条の八 長官は、外務大臣から外国における
災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は
身体保護を要する邦人の輸送の依頼があつた
場合において、当該輸送の安全について外務大
臣と協議し、これが確保されていると認めると
きは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度
において、航空機による当該邦人の輸送を行
うことができる。この場合において、長官は、外務
大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体
保護を要する外国人として同乗させることを依
頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定によ
り保有する航空機により行うものとする。た
だし、当該輸送に際して使用する空港施設の状
況その他の事情によりこれによることが困難であ
ると認められるときは、その他の輸送の用に主
として供するための航空機により行うことがで
きる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

生命等の保護を要する在外邦人の輸送について
外務大臣から依頼があつた場合に、防衛庁長官は
当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これ
が確保されていると認めるときは、航空機により
当該輸送をすることができるとする等の必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

平成六年十一月十日印刷

平成六年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局